

## 平成30年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### ○議事日程〔第3号〕

平成30年12月12日(水曜日) 午前10時0分 開議

※開議宣告

#### 日程第1 一般質問

### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### ○出席議員（18名）

1 番 安 達 かずみ  
 2 番 中 尾 勉  
 3 番 黒 田 健 一  
 4 番 甲 斐 明 美  
 5 番 井ノ口 憲 治  
 6 番 阿 部 輝 之  
 7 番 土 谷 信 也  
 8 番 近 藤 紀 男  
 9 番 成 重 博 文  
 10 番 安 達 隆  
 11 番 松 本 博 彰  
 12 番 河 野 徳 久  
 13 番 安 東 正 洋  
 14 番 北 崎 安 行  
 15 番 河 野 正 春  
 16 番 山 本 博 文  
 17 番 菅 健 雄  
 18 番 大 石 忠 昭

### ○欠席議員（0名）

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 安 田 祐 一  
 総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子  
 主幹兼議事係長 板 井 保 明  
 主 任 主 査 小 門 敏 宏

### ○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫  
 副 市 長 堤 隆  
 市参事兼総務課長 佐 藤 之 則  
 財 政 課 長 飯 沼 憲 一  
 企 画 情 報 課 長 丸山野 幸 政  
 地域活力創造課長 川 口 達 也

税 務 課 長 土 谷 恒 男  
 市 民 課 長 近 藤 幸 一  
 保 険 年 金 課 長 大久保 正 人  
 社 会 福 祉 課 長 植 田 克 己  
 子育て支援課長 水 江 和 徳  
 健 康 推 進 課 長 清 水 栄 二  
 人権・同和对策課長 田 染 定 利  
 環 境 課 長 後 藤 史 明  
 商 工 観 光 課 長 河 野 真 一  
 農業ブランド推進課長 藤 原 博 文  
 市参事兼耕地林業課長 都 甲 賢 治  
 建 設 課 長 永 松 史 年  
 上 下 水 道 課 長 早 尻 真 一  
 会計管理者兼会計課長 尾 形 稔  
 農業委員会事務局長 佐々木 真 治  
 選挙管理委員会・監査委員事務局長  
 藤 重 深 雪  
 地域総務二課長兼水産・地域産業課長  
 大 力 雅 昭  
 消 防 長 宗 高 徳  
 総務課 課長補佐兼総務法規係長  
 小 野 政 文  
 総務課 課長補佐兼秘書係長  
 都 甲 さおり  
 教育委員会  
 教 育 長 河 野 潔  
 教育総務課長兼地域総務一課長  
 安 藤 隆 治  
 学 校 教 育 課 長 小 川 匡  
 文 化 財 室 長 板 井 浩

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問通告表の順序により、1番、安達かずみ君の発言を許します。

1番、安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） おはようございます。議席番号1番、公明党の安達かずみです。4年間、市議会議員として働いてきましたが、きょうが最後の一般質問になりました。市民の方々のお困りにできるだけのお力添えをすること、行政と市民の架け橋

の役目をする事、自分のような力のない者が何とかきょうまでやってこれたのは、市民の皆様のおかげであり、市職員の皆様のおかげです。本当にお世話になりました。

議員になる前には、議員って何をする人なのだろうと思っていましたが、実際に自分がなってみてわかったことは、議員の仕事の一番は、市民の代弁者として議会でことばを発することだということでした。3カ月に1度の質問ですが、毎回全力で取り組みました。もう言うことがなくなったのではないかと、そのたびに思いましたが、2カ月後には不思議と言わなくてはどうも思えることが出てきました。担当課の方とのやりとりも、とても楽しく有意義でした。

政治のことばは難しいし、知らないことばが多くて、何にも知らないのによく議員になったなと思われた方もおられるでしょう。でも、私がわからないことは市民もわからないことですので、これからもわからない、知らないということをお大事にして行政をお願いしたいと思います。

それでは、通告に従って質問いたします。

昭和の町の大銀跡地商業施設の進み具合についてですが、これは昨日の議案質疑で詳しくお聞きしましたので、この新施設に対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長(安達 隆君) 市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 昭和の町大銀跡地に新施設、新拠点施設整備についてお答えいたします。

この施設は、昭和の町への誘客促進と中心市街地の活性化を図るため、市が所有している大分銀行跡地に新たな拠点施設を整備するものでありまして、近年、移住者を中心に、昭和の町での創業希望者が多いこと、また中心部での人口減少が続いていることから、その対策として施設を実施するものでございます。

このため、昨年、新拠点施設のコンセプトを、観光のみの昭和の体験館から観光振興、創業支援及び中心部の人口増を一体的に図る、食住一体となった店舗併用型住宅を核とした創業支援施設に変更をした次第でございます。

この施設整備により、昭和の町のさらなる振興を図ってまいりたいと思っておりますので、皆様方のご理解ご協力をお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 最近では、昭和の町にも外国人観光客が多くなっているようですが、外国人

に対応するために、どのような取り組みをし、これから検討していくとしたら、どのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、昭和の町拠点施設の再質問にお答えいたしたいと思います。

昭和の町のインバウンド対策についてでございますが、諸般の報告の中で市長からも申し上げましたように、昭和の町におきましても、韓国を中心としたインバウンドの観光客の方が急増しておりまして、海外からの団体ツアーの客の4月からことし10月末までの実績は、対前年比で約2倍となっております。

この対策といたしまして、本年度駅前通り商店街と新町商店街に、フリーWi-Fi、観光客の方が気軽に使えるフリーWi-Fiの整備を行います。

また、このスマホを活用いたしまして、多言語にも対応した昭和の町の案内動画の製作を現在進めているところでございます。この動画ができれば、国内国外を問わず、誰もが昭和の町の散策を楽しめるようになりますので、さらなる誘客促進に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 私は、最高のインバウンド対策とは、ここに住んでいる外国人を大事にし、外国人から選んでもらえる豊後高田市にすることだと考えます。若い人なら、自国に戻って10年後、20年後にどれだけ影響力のある人になるかわかりません。実際、ALTとして本市にいたことのある方で大臣級の国のリーダーになっている人もおられます。しかも、今はSNSの力で、ここに住む外国人が「いい」という発信をすれば、一瞬で世界に広がる時代です。

そこで提案ですが、この商業施設の一スペースを外国人のために使ったらどうでしょうか。APUでは、企業部というプログラムがことし8月に発足し、学生による起業、事業実現の取り組みをしています。この昭和の町の新施設の一店舗を大分県初のAPU学生店舗として提供し、外国人観光客の対応や異文化や食事の情報発信などもしてもらい、本市に住む外国人の相談窓口にもなってもらえれば、SNSでの拡散は保障されます。市長、ご一考ください。

次の、2番目の質問に移ります。

真玉庁舎と香々地庁舎の職員の配置人数と、人口比に対してそれは適正だと言えるのかをお聞きした

いと思います。

○議長（安達 隆君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 真玉・香々地庁舎の職員配置についてのご質問にお答えいたします。

本市におきます行政組織につきましては、平成17年の市町合併を経て、市民サービスの充実と行政規模に見合った効率的な組織の双方を確保するため、いわゆる分庁方式をとってまいりました。現在では、各庁舎において、窓口サービス機能を確保の上、真玉庁舎には教育委員会を、香々地庁舎には水産担当課を配置しているところでございます。

合併後、不断の行政改革を行う中で、職員定数の適正化などを進めまして、合併時426人あった職員数は、本年4月現在で310人にまで減少したところであります。組織につきましても、合併当初は、真玉、香々地両庁舎に産業や福祉部門を配置したところですが、効果的かつ効率的に事務事業を処理できる組織となるよう見直しを重ねてまいりました。

また、この新庁舎の建設に際しても、分庁方式を継続することといたしまして、本年4月現在、30課1室の組織体制により、高田庁舎への配置は182人であるのに対し、真玉庁舎は24人、香々地庁舎は消防職員の3人を含めても8人となっているところでございます。

議員からご質問のありました、人口に比してどうかということですが、旧市町ごとの住民基本台帳人口の割合は、本年10月末時点で旧豊後高田市が74%、旧真玉町が13.5%、旧香々地町が12.5%でございます。各庁舎に配置した職員数とは整合しておりません。しかしながら、災害発生時には、地域部として各庁舎での対応に支障をきたさないよう、各地域の居住者を中心に応援する体制を確保するなど工夫しているところでございます。

このように、各庁舎に同様の機能を持たせる支所方式をとっていないことから、人口比率は差が生じておりますが、本市の行政規模からすると、何とか各地域に応援体制がとれ、最小の経費で最大の効果を上げることのできる組織を目指した結果でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 私が行政の危機管理について少し勉強していたときに、近隣の市で不正があっ

たことを知りました。その市での不正は、少人数の支所で起こっています。ひとりの職員が何もかもしなくてはならないところで起こっているのです。勉強していた資料には、不正はあって当然と考えなくてはならないと書かれています。大事なものは、不正を起こさせない環境をつくっているのかというのが危機管理であると。そして、その後に香々地庁舎の職員の少なさをお聞きしたので、今回この質問をしました。

危機管理という視点、それと災害時における圧倒的な人員不足、もう一つは、真玉庁舎は教育委員会が入っているのに庁舎に入ったときの寂しさがありませんが、香々地庁舎では、その点で香々地住民の不公平感がぬぐえません。市長は就任以来、香々地に対して、その不公平感を払拭するためにご尽力されていることを、香々地の市民の方も感じておられると思うのですが、真玉は、高田庁舎に来るとしても車で10分ほどですので、高田に来たついでに、こちらの市役所に寄るといふ方も多いようです。でも、香々地は遠いので、ほとんどが香々地庁舎で済ませます。高田の人の感じる高田庁舎、真玉の人の感じる真玉庁舎よりも、香々地の人にとっての香々地庁舎は、より生活に近いものがあるようです。

この3点の理由で、香々地庁舎の人員配置の見直しをご提案申し上げます。

では、次の質問に入ります。

子育ての負担軽減はもちろん、災害時の備えにもなる乳幼児液体ミルクが、ことし8月8日、解禁となりました。国内では、これまで安全性を担保する基準がなかったため、厚生労働省は、乳幼児液体ミルクの製造、販売を可能にする規格基準を定めた改正厚生労働省令を施行し、企業が製造販売することができるようになりました。これは公明党が強力に後押しし、主張してきたものです。

これが液体ミルクです。これは常温で保存できません。そして、ふたをあけて、ここに乳首がついているんですけど、これをもうつけると、このまますぐ飲めるというものです。粉ミルクのように、お湯で溶かしたり、哺乳瓶の洗浄や消毒をする必要はありません。海外では広く利用されています。夜間や外出時の授乳が手軽にでき、水や燃料の確保ができない災害時には有効と考えられます。特に、近年の大規模な自然災害が相次いだことも、液体ミルクに対する評価が高まった要因です。

解禁以前でも、東京都は液体ミルクを災害時に調

12月12日

達するため、流通王手と協定を結び、海外メーカーから緊急輸入する体制を整えて、ことし7月の豪雨災害では、この協定を生かし、愛媛県や岡山県に提供されています。

解禁になった現在、液体ミルクを備蓄品に加える自治体も多くなっていると思いますが、本市においても、災害時に備えて、液体ミルクの備蓄を検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 乳幼児の液体ミルクの災害時備蓄についてお答えをいたします。

議員ご案内のありましたように、液体ミルクにつきましては、ことしの8月8日に、厚生労働省が液体ミルクの安全基準を定めた改正省令等を公布・施行し、国内での製造・販売が解禁されたところがあります。

新聞などで、大手菓子メーカーが液体ミルクの製品化に成功し、来年春ごろの販売に向けて準備を進めていると報道されております。液体ミルクは、お湯などを準備する必要がなく、封をあければ常温のまますぐに飲ませることができるといったメリットがある一方で、粉ミルクに比べると価格が割高であったり、品質保持期間が短いなどのデメリットがございます。

豊後高田市では、大分県地域福祉推進室が平成29年3月に策定した災害時備蓄物資等に関する基本方針に基づきまして、乳幼児用の粉ミルクや哺乳瓶、紙おむつを現在備蓄しているところでございます。

今後につきましては、液体ミルクと粉ミルク、それぞれのメリット・デメリットを見極めながら、災害時備蓄について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） では、4番目の質問に移ります。

高齢者肺炎球菌予防接種の助成の現状と、来年度からその助成がどうなるのかをお尋ねします。

○議長（安達 隆君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） 高齢者肺炎球菌予防接種についてのご質問にお答えいたします。

高齢者肺炎球菌予防接種とは、高齢者の肺炎の原因の中で最も頻度の高い肺炎球菌という細菌感染を予防するものです。肺炎球菌による肺炎の8割に効果があると言われております。肺炎の全てを予防する

ものではありませんが、接種することで重症化防止などの効果が期待できます。

高齢者肺炎球菌予防接種のこれまでの経過についてですが、本市では、国の制度として定期予防接種になる前の平成24年4月から平成26年9月末まで、任意接種として75歳以上の方を対象に、予防接種費用の一部である3,000円の助成を行いました。その後、平成26年10月より65歳の方を対象に、国の制度として定期予防接種となりました。また、該当する年度に、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方に対しても、定期予防接種とする経過措置が今年度まで実施されています。

定期接種としては、未接種の方に1回のみで県内の委託医療機関で接種する場合の自己負担額は3,000円となっております。

これまでの実績としましては、任意接種、定期接種あわせて約4割の方が接種している状況です。

次に、来年度からの助成と対応策についてですが、今年度で経過措置が終了予定であり、現在、国において今後のあり方について検討中とお聞きをしております。市としましては、国の動向を注視しているところでありますが、あわせて今後の予防接種のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 国の制度としての助成が、来年度から65歳のみというふうにお聞きしていますけれども、そうなれば、来年の3月までまだ受けられるのに忘れていたり、この制度が終わることを知らなかったりして受けてない人にお知らせしてあげたほうがいいと思いますが、その辺はどうなのでしょうか。

○議長（安達 隆君） 健康推進課長。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、今年度の対象者への周知についての再質問にお答えをいたします。

対象者への周知につきましては、これまでも市報、班回覧、ケーブルテレビ等で周知をしております。ですが、まだ接種率は低い状況であります。引き続き、班回覧等により、接種勧奨に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 私の友人で、65歳の時に、

まだ次の5年後か10年後かでもいいやと思って受けなかった人がいます。そんな人がかなりいるのではないのでしょうか。本市では、平成24年から75歳以上の方に助成をしてきたすばらしい実績もあることで、もし来年度からの国の助成が65歳のみになった時には、何らかの市独自の措置をご検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

5番目の質問に移ります。障がい者ではないけれども、けがをして歩行が困難になったり、妊産婦の方が一時的に車椅子マーク駐車場を利用できる大分あったか・は一とという駐車場利用証制度があります。

私の知人がお産の近い大きなおなかで、この誰が見ても大変そうな体なのだからいいだろうと車椅子マーク駐車場にとめたところ、警備員からほかにとめるように指示されたというお話を聞きました。あつたか・は一との制度を知っていたらよかったです。彼女のように、この制度のことを知らない人は多いのではないのでしょうか。県の制度ではありますが、市も市民への周知に努めてもらいたいと思えますし、例えば、市の窓口申請書を置かせてもらい、申し込みは保健所にとご案内するとか、妊娠した時に母子手帳を受け取りに来ますが、この時に、この制度のことをお知らせするなどということではできないのでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、大分あつたか・は一と駐車場利用証の周知についてのご質問にお答えします。

この制度は、公共施設や店舗などの車椅子マーク駐車場を適正にご利用いただくため、障がいのある方や高齢の方などで歩行が困難な方に、大分県が共通の利用証を交付する制度でございます。そのため、店舗や施設が事前に登録しております大分あつたか・は一と駐車場を利用することができます。

議員ご案内のとおり、妊産婦や、けがなどにより車椅子や杖などを使用している方なども、期限つきではございますが、利用できるようになっております。

利用に当たりましては、大分県北部保健所豊後高田保健部へ申請し、利用証を交付してもらい、駐車する際は、車内のルームミラーなどに利用証を掲示していただく必要がございます。

利用できる駐車区画には、大分あつたか・は一と駐車場の看板などの目印が設置されておまして、

幅が3.5メートル以上の車椅子マーク区画と、幅が2.5メートル以上のプラスワン区画がございます。利用証をお持ちの方は、どちらのスペースにも駐車可能ではありますが、車椅子をご利用の方は、乗り降りの際に乗用車の扉を全開にして乗り移らなければならないことから、幅の広いスペースの車椅子マーク区画が必要となります。そのため、県では、あつたか・は一と利用証をお持ちの方でも、乗用車の乗り降りの際に広いスペースを必要としない方には、極力プラスワン区画のご利用をお願いしているところでございます。

議員ご質問の利用証の周知につきましては、大分県北部保健所豊後高田保健部と連携し、市報やホームページなどで行うとともに、母子健康手帳配布時にもチラシをお配りしたいと考えております。

また、申請書につきましても、県のホームページから直接取得することもできますが、市の社会福祉課や子育て支援課の窓口にも置きたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 6番目の質問に移ります。

出産後6カ月未満の母子のケアの現状と今後の取り組みについてお伺いします。

○議長(安達 隆君) 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長(水江和徳君) 子育て支援についての質問にお答えいたします。

出産後の母子のケアについてでございますが、出産後4カ月までの母子を対象に、こんにちは赤ちゃん訪問を実施しております。市の保健師や助産師が家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や助言、授乳や育児に関する相談、健診や予防接種の受け方の指導などを行っており、必要に応じて関係機関との連携の下、継続的な支援に取り組んでおります。

また、健康交流センター花いろにおいて、集団で行っている4カ月健診や、病院で個別に受けられる乳児健診、健康診査の受診票の交付などを通して、産後の母子ケアを行っている状況でございます。

さらには、NPO法人アンジュ・ママンが実施するママ家事サポート事業などを紹介し、産後の体調不良や育児の不安、兄弟児への負担がある方のために家事や育児の支援も行っております。

このように、本市におきましては、他の市町村に負けない、県下トップクラスの子育て支援を行って

12月12日

いるところをごさいます、今後につきましても、引き続きNPO法人アンジュ・ママンなど関係機関と協同して、手厚い子育て支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 玖珠町の産後ケアの取り組みについて視察に行ってきました。本市でも子育て支援は先進的に充実しています。でも、出産直後から5カ月までのお母さんは本当にデリケートで、自殺や乳児の虐待死、鬱病など、この時期が最も多いのです。玖珠町では、産科と連携して、お母さんの不安や疲れをとるためのデイケアを行っています。

本市には移住で来られた方も少なくありません。頼る人、相談できる人が近くにいないと不安な子育てをしておられる方もいらっしゃいます。里帰りができない人もいらっしゃいます。玖珠町の保健師さんと言われていましたが、この事業がなかった時にどうやって対応していたのか、今となっては考えられないと。また、本市の保健師さんにもお聞きしましたが、やはりこの制度があったらどんなにいいだろうという出産前から心配な妊婦さんが何人かおられるとのことでした。

公明党女性局では、毎年、知事に予算要望を行い、この産後ケアのことも提出していますが、今回、知事から、大分県下で不平等にならないよう、この事業を全県下で行う準備をしている旨、ご答弁をいただきましたので、もし県の制度ができたときには、いち早く近隣市と連携して取り組んでいただきたいと思います。

7番目の質問に移ります。

発達障がいのお子さんを持つ親御さんや教育関係者だけでなく、多くの一般市民にこそ、この発達障がいとはどういうことなのかを広く知ってもらわなくては多くの不幸をつくってしまいます。どうか何度も何度も今回のような啓発活動をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。  
○1番（安達かずみ君） では、次の質問に移ります。

来年度から小中学生にタブレットを配布することになります。県下では初めてですし、先進的教育環境ができるわけです。素晴らしいことだと思います。

発達障がいのお子さんを持つ親御さんや教育関係者だけでなく、多くの一般市民にこそ、この発達障がいとはどういうことなのかを広く知ってもらわなくては多くの不幸をつくってしまいます。どうか何度も何度も今回のような啓発活動をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安達 隆君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） それでは、発達障がいについての質問にお答えします。

ご案内のとおり、発達障がいは、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、自閉症など、その症状や状態は人によってさまざまで一目ではわかりません。当事者と対峙していかなければ、なかなか理解することができないものでございます。

本市では、障がいの症状や状態に早目に気づき、適切な対応をしていくため、平成24年度から5歳児健診を実施しています。その中で、個人の特性に応じた対応を検討し、必要な医療や保育につなぎ、社会的に自立ができるよう支援しているところでございます。また、障がいの特性を正しく理解し、適切に対応していくため、子どもに接している関係者向けの講演会や研修会を開催してまいりました。このような取り組みを、今後も継続して行ってまいりたいと思っております。

ご案内のありました先月開催しました講演会におきましては、大分県発達障がい者支援センターのセンター長である田中秀征氏を講師に迎え、多くの方に拝聴いただきました。事例を交えながら、わかりやすい講話をしていただき、聴講者からは大変好評でございました。

終了後のアンケートの中では、もっと多くの市民の方へ広めてほしいなど意見をいただいたところでございますので、今後も関係各課、関係機関と連携し、広く市民の方に対しまして、各種媒体を活用した正しい知識の普及や講演会などを開催していく中で、発達障がいに対する理解を広めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） では、次の質問に移ります。

来年度から小中学生にタブレットを配布することになります。県下では初めてですし、先進的教育環境ができるわけです。素晴らしいことだと思います。

しかしながら、現在のネット依存やネット上のいじめで自殺に至るケースなどリスクもあります。その対策は、どのようにお考えでしょうか。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長、小川 匡君。

○学校教育課長(小川 匡君) それでは、情報モラル教育についてのご質問にお答えいたします。

2020年度から本格的に始まるプログラミング教育を始め、英語教育における、聞く・話す・読む・書くの4技能の重要性が高まっている中、ことし8月に行われました子ども市議会で、ICT環境の整備を進める提言がございまして、今回の市議会で債務負担行為を含む補正予算を提出させていただいているところでございます。

現在、情報化社会の発達は目覚ましく、携帯電話やスマートフォン、タブレット、パソコン等の利用が普及しており、私たちの生活の中に溶け込み、その利便性の高さを多くの人が体験しております。

今年度の大分県学力定着状況調査によりますと、本市の中学校2年生の携帯電話やスマートフォンの所持率は89.7%であり、インターネットは、すでに生徒の生活の一部となっております。使い方によっては、長時間使用による生活習慣の乱れ、学習に集中する時間の減少による学力低下、SNSにおける仲間外れや誹謗中傷等のいじめ、さらには、事件事故に巻き込まれる危険性もございまして、情報モラル教育の推進が、喫緊の課題であると捉えております。

そこで、児童生徒の携帯電話やスマートフォン等を巡る問題についての対策につきましては、未然防止の観点から、市内全校において携帯電話・スマートフォンの使用法やSNSの危険性・被害防止について指導を行っております。

また、大分県の事業であります大分県スクールロイヤー活用事業による法的側面からのいじめ防止授業や教職員研修により、実効性のある取り組みを実施をしているところであります。

各関係機関と連携をし、講演会や出前授業、啓発講座等も開催し、児童・生徒、保護者、教職員に対しても指導しているところであります。

また、市PTA連合会と連携し、家庭でのルールづくり、セキュリティ対策等の取り組みを行っております。

今後とも、学校と保護者が連携して、児童生徒に正しい判断力や望ましい態度とともに、危険回避に関する知識や能力が身につくよう、また、ネット環

境に対する家庭教育の向上、情報モラル教育の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 安達かずみ君。

○1番(安達かずみ君) 再質問をいたします。

生徒に対する情報モラル教育は何年も前から行っているということですが、指導の内容を詳しく教えてください。それと、どのぐらいの頻度でこういう指導が行われているのかも伺います。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長。

○学校教育課長(小川 匡君) それでは、安達議員の再質問にお答えいたします。

各学校におきましては、情報モラル教育を教育課程に位置づけ、年間指導計画に基づいて、インターネットの利用に係るマナーやルール及び利便性や危険性を正しく理解し、適切に活用するためのもとなる考え方や態度を育成する教育活動を行っております。

具体的に申しますと、小学校では、各教科や総合的な学習の時間等において、情報の収集や活用に係る学習活動を通して、また、国や県から出されておりますテキストを活用いたしまして、情報モラルを含めた情報活用能力の育成を図っております。

また、中学校では、技術課程において、ネットワーク上のルール、危険回避、プライバシー、人権侵害等について学習を行っております。さらに、長期休業に入る前には、全校集会や学級活動の中でネットトラブルについての指導をしておりますし、年に1度は出前授業として、専門性を持った講師を招いて、インターネットに潜む問題点やインターネットをすすめる上でのルールやマナー等を学んでおります。

このような学校での指導はありますが、それに加えて、家庭における認識も不可欠であると考えております。そのため学校では、専門家の講師を招いて、PTA講演会やPTA参観日等において、保護者がインターネットの危険性や利用実態を知っていただき、また予防のためのフィルタリングや家庭のルールづくり、関心や責任を持つことの必要性等を学んでいただいております。

今後とも、このように情報化社会の中で、児童生徒が安全にインターネットを利用し、よりよいコミュニケーションを図るために、市PTA連合会としっかりと連携を図りながら、保護者に向けての啓発活動を続けていきたいと思っておりますし、児童生徒に対する情報モラル教育を、さらに推進してまいりたいと

12月12日

考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 以前にも質問したことがあります。学校ごとや家ごとの約束では、なかなか「この時間までにLINEをしてね」とは言いにくいものですし、なし崩しにルール違反をしてしまうものです。教育委員会が主導権を持って、スマホやタブレットの使用時間を決めるなどのルールを市内一斉に統一することで、ほっとするお母さんたちも多いと思います。

ことし6月に、WHOがゲーム依存症を疾病に認定しました。お母さんの何人かから、「子どもがゲームをしているのをやめさせることができない」と聞いたことがあります。案外多いのではないのでしょうか。市の条例などでルールを定めている自治体もありますので、本市でもお考えいただきたいと思います。

最後の質問です。これも以前にお訴えた内容です。もう一度お願いします。市に臨床心理士を配置してもらえないでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長（佐藤之則君） 臨床心理士の配置についてのご質問にお答えいたします。

職員配置につきましては、先程のご答弁で申し上げましたとおり、合併以降、本市の行政規模において最小の経費で最大の効果を上げることができる組織を目指してまいりました。そのために、職員配置には限界がございまして、優先度などを検討し、各職種について計画的に採用を行い、全体的な職員数を管理しているところでございます。

本年度の職員採用では、健康寿命の延伸など市民の健康づくりをさらに推し進めるため、保健師を1名採用する予定でございます。

ご質問の臨床心理士の職員配置でございますが、現在、面談等、業務における困難事例が出た場合には、市や県の保健師が中心となってケース会議を開催している状況でございます。そして、必要に応じて、市内の医療法人などから臨床心理士を派遣いただいております。連携も皆さんよくとれておりますことから、現時点で職員としての採用をする予定はありません。

しかしながら、臨床心理士を職員として採用しております由布市のお話を聞きますと、健康増進課に

配置し、保健師などと連携しながら、さまざまな相談などに活用しているということでもありますし、本市においても困難な課題を抱えるケースが増加傾向にあるとのごことでございますので、今後の課題の一つとして研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 安達かずみ君。

○1番（安達かずみ君） 先程、外国人の時にも言いましたけれども、豊後高田市を住む場所を選んでもらうのも行政がしなくてはならない仕事だと思います。移住者をふやそうという方向で市も進んでいるのですから、深刻な問題でなくても、地域になじむ以前に、何でも相談できる場所、人がいるという環境を整えるのは、当然の配慮だと思います。

また、移住者でなくても、現代社会は人と人が何でも話せる人間関係を築くのが難しい時代です。本音でしゃべれないから発症する病もふえています。仕事や近隣の人間関係や家族のことを誰にも相談できない問題を抱えている人は、今後ますますふえ続けていくでしょう。こんな問題を今の市役所に言ってこられても、対応できる窓口はありません。それで安心して暮らせるまちと言えるでしょうか。

由布市では、最初、週に何日か別府大学から来てもらっていたのですが、余りにも利用者が多いので、本採用で常勤にし、130%の稼働なので、今度は子どもだけの、子ども専任の臨床心理士をもう一人配置したということをお伺いしました。

毎日だけでなく週に1日でも、試験的にでも、臨床心理士の導入を希望して、私の最後の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

4番、甲斐明美君の発言を許します。4番、甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） おはようございます。4番、日本共産党の甲斐明美です。今期最後の一般質問です。頑張ってお問いただしますので、よろしくご答弁お願いいたします。

1項目め、教職員の長時間労働について。

1つ目、国は、これまで多忙化してきた学校現場に対し、次々と課題をふやし、より煩雑となり、長時間勤務を強いてきました。教職員の定数を大幅にふやし、日本共産党は10年で9万人の定数増の政策を立てております。法改正により超過勤務手当を支払うべきだと考えますが、どう思いますか。



2つ目、教職員の長時間労働が全国的にも大きな問題となっていますが、本市における長時間労働の実態から、教育委員会は働き方改革推進委員会を立ち上げました。会議の中で業務を軽減できる施策が話し合われたか、具体的な内容はどのようなことか、お聞きしたいと思います。

3点目、教職員が足りずに困っているということをお聞きしますが、実態はどうでしょうか。その原因は何か、解決策はあるのかお聞きいたします。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、甲斐議員の教職員の長時間労働についてお答えをいたします。

まず各学校では、長時間労働の改善に向けて、勤務の実態改善計画を作成いたしまして、実践や見直しを行い、効率化を図りながら、子どもと向き合う時間の確保と、新しい時代に向けて未来を担う子どもたちに生きる力を育むために努力をしております。

学校における教職員の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制並びに教職員定数の標準に関する法律、また超過勤務時間手当の支給につきましては、公立義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する法律に基づきまして執行しておりますので、何とぞご理解いただきたいと思います。

次に、働き方改革推進委員会で議論された内容についてですが、まず、教職員が健康で生き生きと働くことができ、子ども一人一人と向き合う時間を確保するために、各学校の現状を踏まえまして、各学校行事の開催の工夫改善や各種会議等の精選、専門スタッフの活用・推進等による教職員の業務に専念できる環境の整備、そして、時間外出入り簿やタイムカード機能を活用したパソコンによる勤務時間の把握、ワーク・ライフ・バランスの推進、退勤時刻の設定等の教職員の意識改革、また中学校の運動部活動における休養日の設定、地域指導者の活用等の部活動の適切化などでございます。

この会議の中で議論された内容につきましては、各種会議で通知し、各学校の実態に応じて、すぐに取り組めることは、適宜実施をしているところであります。

今後とも教職員一人一人が勤務時間を意識した働き方改革を実践し、教職員が健康で充実して働き続けることができるように業務改善に取り組み、学校の指導体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、教職員の人材配置についてでありますけれども、教職員の配置につきましては、先程申し上げましたように、国や県の法令に基づいて配置をされておるところであります。各学校では、その体制の下で校長のリーダーシップを発揮して、チームとしての学校の中で、きめ細かな指導、特に本市は小規模校が多いだけに、一人一人を大切に教育をしているところでもありますから、どうぞご理解いただけますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） いつもと余り変わらないようなご答弁だったかと思えますけども、この中でも努力していただいているのではないかとも思います。これからもそれは続けていっていただきたいと思いますが、もっと目玉というか、画期的なものも求めたいと思います。

私も教職員の異常な長時間労働について勉強してみました。私は日本共産党ですので、この日本共産党の政策提言を早くに知り、このようにしなければ、教職員も児童生徒も救われなかったと思います。この提言を紹介いたします。教育長にどう考えるか、お聞きしたいと思います。

もともと教職員定数は、教員1人が1日4コマ、4限の授業を受け持つことを基準とし、授業数を担えるだけの教員の数を配置するという考え方で算出されてきました。そうすることによって、勤務時間内に約2時間の授業準備や公務ができていました。

ところが、学校週5日制となったとき、教職員も週5日労働になったにもかかわらず、国は週当たりの受け持ち時間を変えず、教職員の授業時間がふえ、今では1日5コマ、6コマの授業をしています。その上、学習指導要領で定める標準時間以上の授業を確保することを求め、全国で際限のない授業増となってきました。

日本共産党は、10年で9万人、この定数増の政策には、もともと1日4コマの基準に戻すことを提起しています。これは異常な長時間労働を引き起こした政府の誤りの是正です。

また、学力テストなど教職員の負担を減らすことなどや、特別措置法という基本給に4%を上乗せするかわりに残業代を支払わない特別措置法を変え、残業代を支払うべきだということ、非正規職員は必要な教員数であるので正規職員にし、待遇改善をすることを提案しています。これらを実現するには必

12月12日

要な国の予算は数千億ですが、先進国、最低の教育予算を子どもの教育と教職員の長時間労働を減らすためにつける予算です。国家予算から見たらわずかです。

この提案に対して、教育長はどう考えるかお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（安達 隆君） 教育長。

○教育長（河野 潔君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えをいたします。

国は、やはり日本の教育が教職員の長時間労働によって支えられてきたとしたならば、それは大きな誤りであろうということで、現在、教職員定数も含めた改革を進めているところでありまして、また、一方では、やはりこれから情報化社会が私たちの予想以上にどんどん進んでいく時に、子どもたちはこれから生きて働く力というのをつけなくてはならないと、そういう中で、新しい教育の創造という視点でいろいろな取り組みを進めているところでありまして。

そういう視点から、現在の教育創造と、中の一つに新学習指導要領の、現在移行期間でありますけれども完全実施を含めた取り組みを進めているところでありまして、甲斐議員のご質問の趣旨も私は理解をしている、そういうつもりでありますから、そういう視点に立って、今後も教育創造に努めていきたいと、そう思っているところでありまして。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問をいたします。

今すぐに教職員給与の特別措置法を変えるというようなことはできませんけれども、それまでは、せめて教職員をふやしたり、業務を軽減することを考えてほしいと思います。

ただいま教育長から指導要領を完全に実施する、そういった役割を言われましたけれども、それは確かにわかります。しかし、教職員にとっては大変な困難があります。

昨年の6月に死亡した佐伯市の中学校の50歳の男性教諭の家族が、過労死だったとして11月30日に公務災害を申請しました。残業時間が月159時間から193時間と働き詰めでした。数年前も県北の女性の教諭が過労死しています。教職員の在職死亡者は、全国で年間400人を超え、精神疾患が理由の離職者は約700人です。まじめに頑張っている人が、このような悲惨な状況にならないように配慮してほしいと思

ます。

本市では、どのような対策をとっているのか質問をいたします。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

先程、教育長からもご答弁申し上げましたように、各学校では勤務実態改善計画を策定し、管理職を中心として教職員の働き方改革を進めているところがあります。教職員の勤務時間の把握につきましては、時間外出入り簿や各自のパソコンによるタイムカード機能を活用して把握をしているところでもあります。会議や研修の時間につきましても、回数を減らしたり時間の短縮をしております。各学校それぞれ実態に応じた働き方改革を進めている状況であります。

今後も、勤務状況を適切に把握をいたしまして、教員の負担軽減、また長時間労働の削減に向けて、本来教員が担うべき業務に専念できるような職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 2つ目の項目から再質問いたします。

この働き方改革推進委員会を立ち上げてやっているということですが、教職員に対して、これまで以上により協議ができているのかということをお聞きしたいと思います。

特に、具体的には3つほどお聞きしたいと思います。

1つ目は、本市では、パソコンのグループウェアにより勤務している時間、残業時間などは把握していると思っておりますけれども、日々の結果はどこに集められ、働き方改革にどう利用されているのでしょうか。

2つ目は、部活の休養日を週2日以上とるように土日どちらかを休むとなっておりますが、部活休養日やノー残業デイの日に忙しくてとれなかった時は、どのようにしているのですか。

3つ目は、残業時間を減らすために上限時間など決めているのですか、お答えをお願いします。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

働き方改革推進委員会の中で、それぞれの現場の声を聞かせていただきまして、今できることは何かということをお優先にして取り組みを進めていると

ころであります。校長会や各種会議等で話し合われた内容については、ご提案をし、実行できるような取り組みをしております。

部活動につきましては、昨年度から平日1日、休日1日、週2日の休養日を設けるようにということで現在進めております。試合等で土日が活動日であった場合には、その次の月曜日、休日ということで設定をしておりますし、先程ご提案あったように、どうしても休養日がとれなかったときには、それは週の中で調整をいたしまして、必ず2日は休養日を設けるようにということで、各学校、部活動の方針というのを定めておりますので、その中で適切に対応していると思います。

それと、多くの勤務をされた教員につきましては、なぜそのような状況が生じたかということを管理職が把握をいたしまして、仕事の分担や、また取り組み方法などを吟味いたしまして、学校全体で取り組めるように、チーム学校として組織的に業務が当たれるように、それぞれ工夫をして各学校で対応しているところであります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問いたします。

先程、ノー残業デイの日に忙しくてとれなかったということをお聞きしましたが、そういった時はどうしているのでしょうか。また、パソコンのグループウェアで超過勤務、勤務時間を把握しておりますが、その結果というのは管理職のほうに集められるのでしょうか、それともまた別なところに集められ、指導のほうに向かっているのでしょうか、お答えください。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再々質問にお答えします。

ノー残業デイを各学校で設けております。その中でも、とれなかった教職員についてはというご質問ですが、そういった場合には、その週の中で回復措置といいますか、早く帰れるような体制を学校全体で構築しているということでもあります。

また、各教職員の勤務時間の把握につきましては、その結果は管理職が把握をしております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 3つ目の、教職員が足りないということをお聞きが、実態はどうかという質問で

すが、再質問として、病休や退職で足りない、またはクラス数が減ったために専科の授業担当が、担当者が足りない、また2校かけ持ちとなった、1人の教職員が2人の病休者の対応をしているなど聞きます。幾ら生徒数が少なくても授業時間数は必要です。その点はどうかでしょうか。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、甲斐議員の再質問にお答えいたします。

病気休暇等でお休みになった代替といたしまして、臨時講師を派遣をしております。この臨時講師については、県教委の登録をもとに配置をしておりますので、こちら教育委員会といたしましては、そういった状況になった時には、県教委と協議をして配置を進めているところであります。なかなか臨時講師の数につきましても、県下を見ても厳しい状況であります。そういったことのないように、各学校、生徒または児童の学習に、また部活動に対応できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問をします。

臨時講師についても、県教委に登録している方ということでも厳しい状況だということ。やはり学校現場というものが、もう滅茶苦茶に大変だということ。もう登録もしたくない、もう学校とは縁を切りたい、それはちょっとひどいですが、学校にはもう行きたくないという方などもいるんじゃないかと思えます。そんなことのないように、やはり学校というところは楽しいところだ、いろいろ教えてあげたいというふうになってほしいと思うんです。ぜひともそういった学校づくりをしてほしいと思います。

資料の6ページに、小学校中学校の落ち着いた時期の5月、10月の超過勤務時間を出してもらいました。教職員は、平均毎月34時間から50時間、校長も同じぐらい、教頭に至っては1.5倍以上の60時間の月もありました。これは平均ですから、全ての校長、教頭、教職員がこれだけしている、少しぐらいの誤差というか、前後はありますけども、これだけのことをしているということです。教育職は、子どもの感性豊かな育ちを支え、専門的で尊い仕事です。時間に追われ、心身を壊すような職場であってはいけません。今こそ本気になって、教職員の働き方を変えていくべきだと思います。早く、普通の

職場、素晴らしい職場に戻してほしいと思います。

それには、国からの予算をふやし、教職員をふやすしかありません。全国でも教職員は声を上げ始めました。ブラック職場と言われないために、教育委員会はより一層頑張ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 教育長。

○教育長（河野 潔君） 先程も申し上げましたけれども、教職員定数というのは、国や県の基準に基づいて配置をされておるところでありますし、その配置があるからこそ、豊後高田市のような小規模校の多いところでも、非常に教職員の定数も多く配置をされておると、そういうふう考えております。

現在184名の教職員に加配教職員が27名、そしてプラスいろいろなチーム学校の中でのスクールカウンセラーであるとかスクールソーシャルワーカーなどが配置をされておりますし、また、市独自の特別支援教育支援員の配置もされているところであります。

しかし、まだまだこの数も、これから増員をしなければならぬと考えておるところでありますので、今後とも努力をしていきたいと思っておりますから、どうぞよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 教育長もこれからも頑張っていくかということ。増員等も大変だとは思いますが、やはり法を変えるということまでいかないと、なかなか厳しいものがあるのではないかと思います。頑張ってください。私たちもできるだけ協力をしたいと思います。

それでは、次の介護保険についてです。

1点目、本年10月より介護保険制度で生活援助サービスを、厚労省が決めた基準以上に多数回利用する場合、ケアマネージャーが保険者である市にケアプランを届け出る義務が発生しています。事実上の利用制限となるおそれのある制度が導入されました。認知症のある利用者が多い生活援助は必要であるので、回数制限をなくすべきだと思います。市への届け出をやめさせてほしい。市はどう考えていますか。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員、一括して言ってください。

○4番（甲斐明美君） 済いません、2つ目です。介護保険料が高く、高齢者にとって少ない年金からの支払いなので負担が大きいと、市民アンケートの

中に多くの訴えがあります。減免制度などを使いやすくし、高齢者を助けるべきではないでしょうか、お願いします。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、介護保険制度に関するご質問にお答えいたします。

最初に、訪問介護における生活援助中心型サービスの国が定める利用基準についてでございます。平成30年10月1日以降に、統計的に見て、通常よりかけ離れた回数をケアプランに位置づける場合には、ケアマネージャーから市へ届け出て、市がケアプランの検証を行うことになりました。

今回の制度の見直しは、利用者の自立支援、重度化防止にとって、よりよいサービスを提供することを目的とするものであり、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではありません。ケアプランの内容を検証し、必要であると判断できれば、回数を制限することなくサービスを提供することができます。

次に、保険料の減免についてでございます。平成30年、決算審査特別委員会でもご答弁申し上げましたとおり、通常の減免制度に加え、本市の独自減免制度を、現在、第1段階のみ実施されている国による保険料の割引について、第3段階まで拡充して完全実施されるまでの間は、引き続き実施してまいりたいと考えております。

しかし一方で、本市の独自減免で減免された介護保険料は、本市の65歳以上の第1号被保険者の皆さんが納める介護保険料で賄われております。本市の介護保険料基準月額、県内18市町村の中でも3番目に安く、しかも県内5市しか実施していない独自減免制度を実施しているため、公平性の観点から、さらなる基準の緩和については考えておりません。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 1つ目の再質問をします。

この10月から、家を訪問し、ホームヘルパーによる生活援助サービスに訪問回数基準を設けました。先程、課長が言われました要介護1から5の方に基準が設けられました。要介護1の方は、月27回、要介護2の方は34回、要介護3の方は43回、要介護4の方は38回、要介護5の方は31回となっています。この基準以上の訪問回数のケアプランを、必要だから立てたいと考えても、市に届けなければならない

プレッシャーがあれば、徐々に基準内に収めようとするのではないのでしょうか。

現に、前の月の9月には、年金課長名で居宅介護支援事業所に対して厳しい通知をしております。実際に、近隣の市で起きたことですが、その方は、要介護1、少し認知症があり、糖尿病もあるのですが、月27回の基準回数を守るために1日1回も訪問できない日もあり、訪問回数を減らしたために食事制限も守れず、自立困難が起きました。急遽、希望していない有料老人ホームに入所することになったと聞きました。この制度では地域で暮らせないということでしょうか。通所介護などを組み合わせていますけれども、認知症初期の方たちの中には、外に出たがらない人も多いと聞きます。やはり地域で住み続けたい高齢者には、回数制限をせず、必要な援助を受け続けさせてほしいと思います。

先程、課長もケアプランの内容を検証して、絶対に援助サービスを削減するものではないと言われましたけれども、やはりこれから生活援助サービスを使いやすくするために、もっと優しく対応できるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長。

○保険年金課長（大久保正人君） それでは、再質問にお答えいたします。

10月からこの制度が始まりまして、現在まで1件の届け出がございました。ケアプランの内容を検証し、必要であると判断したため、基準を超えた回数で利用をいただいております。この方については、要介護1の方で、国の基準では27日しか使えませんけれども、申請では36回で届け出が出てきております。しかし、内容を検証する中で必要があると判断いたしましたので、回数を制限することなくサービスを提供しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 再々質問いたします。

1件の届け出があったということでしたが、これまでは何件ほどあったのかわかりますでしょうか。この1件であったために必要であると判断していただいたのか、ちょっとわからないですけども、この人には必要だったと判断していただけたのはよかったですと思います。

私が思いますのは、訪問の生活援助が必要な方は、今までどおり訪問して援助するべきだと思います。軽度の介護者は、少しの援助で元気になります。ま

た、管理もしなければなりません。本市では、ケアマネージャーからの報告はあっても、審査は厳しく取り扱わず援助を続けてほしいと思います。各施設に年金課長名で援助するように通知できないのでしょうか。希望したいと思います。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長。

○保険年金課長（大久保正人君） では、再々質問にお答えいたします。

申請ですけれども、10月以降では1件だけでございます。申請件数は1件だけでございます。居宅介護支援事業所6事業所には、9月の10日ですか、10月以降、日数が届け出が必要な事業所については届け出をしてくださいという文書を出しております。

また、援助通知をとということでございますけれども、一応制度の趣旨については、各居宅介護支援事業所6事業所のほうには通知しておりますので、そこで理解をしていただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 要介護1から5の方が本当にならった1の方がそれだけの基準以上の介護を受ける、そういうケアプランだったみたいですけども、もっといいのではないかと思いますので、しっかり見ていただき、今後この介護保険制度が悪くならないように注意していただきたいと思います。

2つ目の、介護保険料が高いということで減免制度を使って高齢者を助けるべきではないかという再質問をいたします。

介護保険料については、相互扶助の意味合いもあり、自分が介護を受けることになった場合のことも考えます。しかし、最近、私ども共産党がとった市民アンケートによると、まだ介護を受けてない人は保険料が高く、2ヶ月に1回、年金から有無を言わず引かれていく、金額も高い、残らない、生活ができない、もっと安くならないか。また、年を取り、少しは介護を受けたいが、受ければ、またお金が要る。受けずに我慢している。介護を受けている人や家族からは、介護を受けるとなると介護料もかかる、大変だなど、たくさんの訴えがありました。

介護保険料を少しでも減らすために減免制度があります。県内では5市だけですが、本市もやっており、昨年度は6人が減免しています。評価をしますが、この制度の条件に合うためには、介護保険料の段階の1から3段階で、世帯全員の貯蓄額が200万円

12月12日

以下などであり、これは200万円を、多く貯金している、多く持っているともなされるのでしょうか。

何ごとかあれば、すぐになくなってしまうお金です。宇佐市では、貯蓄額が300万円以下、大分市では350万円以下、これだけとってみても、対象者は広がります。条件を広げ、減免制度を利用することで保険料を払いやすくするべきではないのでしょうか。どう思いますか。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長。

○保険年金課長(大久保正人君) それでは、再質問にお答えいたします。

平成27年度に一度、該当条件を緩和しております。そういった中で、世帯全員の預貯金額200万以下、かつ世帯全員の合計年収が生活保護基準の1.1倍以下の方としたところがございます。

先程、ご答弁の中にも申し上げましたように、減免される介護保険料については、本市の65歳以上の第1号被保険者の皆さんの納める介護保険料で賄われております。そういったことを考えますと、今の段階では、さらなる基準の緩和については考えておりません。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) なかなか厳しいというお話のようですが、各自治体は国からの負担割合が減ってきており、苦しい運営をしていることはわかりますが、対象者を広げたり、減免額も多く引き、たくさんの方が払いやすいようにしてほしいと思います。

また、介護保険料を払えなかった場合は、払えなくて介護して利用するときは、どのようなことになるのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長(安達 隆君) 保険年金課長。

○保険年金課長(大久保正人君) 甲斐議員の再々質問にお答えいたします。

滞納額がふえますと、当然、給付制限ということをされまして、サービスが1割り負担だったのが3割負担、あるいは全額一度負担する、そういった感じになってくると思います。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) これから高齢者も大変になっております。困っている高齢者を助ける市役所であってほしいと思います。努力をお願いします。

3項目め、子どもの安全安心についてです。

本市には、転入や移住などにより昨年度は79人も

の子どもが家族とともに新しいまち、豊後高田市に生まれました。また、本市には、その前からいる子どもについても、将来を担う大切な人材であることは言うまでもありません。子どもを育み、育てていく観点から、環境も含め、安全性は確保できているのでしょうか。

1点目、通学路に歩道が少ない。その上、危険な路側帯でも白線が薄くなっているところもあり、より危険である。通学路の安全対策についてどのような対策を行っているのでしょうか。

2点目、子どものランドセルや手荷物の重さが子どもの体に苦痛を与えていないか調査し、いわゆる置き勉などの対策はしているのでしょうか。

3つ目、特に長期の休み明けに子どもが休んだ場合、学校は子どもの心に寄り添い、訪問等で原因の把握をしているのでしょうか、お願いします。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長、小川 匡君。

○学校教育課長(小川 匡君) それでは、子どもの安全安心についてのご質問にお答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、各学校では、定期的実施をしております交通安全指導やハザードマップの作成、保護者・スクールガード等の地域の方々からご意見をいただきながら、通学路における安全対策を図っております。

また、学校から、危険と思われる対策必要箇所においては、教育委員会、豊後高田市、大分県土木事務所、豊後高田警察署で構成する児童生徒通学路安全推進会議の中で協議検討を図り、標識の設置、白線の引き直し、グリーンベルトの設置等の対策箇所にあわせた整備を行い、随時対策を講じてきたところであります。

今後とも登下校における交通ルールの徹底や、関係機関と連携して、児童生徒が安心して通学できるよう、通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童生徒の携行品に係る配慮について、重い教科書や荷物など子どもの負担軽減のための置き勉の対応についてですが、文部科学省から平成30年9月6日付で携行品の重さや量について改めて検討し、必要に応じ、適切に配慮をするよう通知がありました。

そこで、各学校では、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮しながら、家庭等で使う予定のないものは学校に置いて帰ることも可とするなどの対応をしているところであります。

次に、不登校傾向の児童生徒への対応ですが、各学校では、校内不登校対策プランを作成し、未然防止、早期発見、解決支援に組織的に対応をしております。また、特に学年始め、長期休業明けに欠席をした児童生徒には、家庭訪問を実施し、要因や背景の把握に努めております。

学校に行きづらい要因や背景といたしましては、家庭や学校にかかわるさまざまな要因が複雑に絡み合っている場合も多く、学校と教育委員会、関係機関等で連携し、児童生徒の実態、保護者の意向等に応じて、組織的に支援を推進しているところです。

さらに、連続欠席3日以上となった児童生徒、欠席3日以内での遅刻早退を繰り返している児童生徒の状況については、各学校から教育委員会へ報告する取り組みを行っております。

このことにより、各学校では、欠席が続き始めた児童生徒の初期の段階を把握し、不登校の未然防止に役立てることが可能となり、また教育委員会では、各学校が対応している児童生徒への取り組みを把握することができ、家庭訪問やケース会議等のさまざまな支援が可能となる体制の充実を図っているところです。

これまでの児童生徒、指導体制を点検し、必要に応じた見直しを図り、児童生徒の理解に基づいた、より実効性の高い支援体制づくりを推進していくとともに、一人一人の教育的ニーズを的確に見極め、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの有効活用を図ったり、関係機関との連携を強化するなど、組織的に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員に申し上げます。申し合わせの時間が残り11分となっておりますので、答弁時間を考慮の上、簡潔に質問を行ってください。

甲斐明美君。

○4番（甲斐明美君） 子どもが学校に行きづらくなったときの対応、いろいろしてくださっていると聞きまして安心しました。朝日新聞でも、学校のいじめ把握41万件、自殺する子どももたくさんいるみたいなのもあります。子どもが楽しく学校にいけるように取り計らってください。よろしく願います。

4項目め、男女共同参画社会について質問いたします。

1つ目、家庭、地域、職場において、男性だから、

女性だからといった固定的な役割、性別役割分担意識が、一部ではまだ残っております。男女が人権を尊重しつつ責任を分かち合い、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められています。

本市における男女共同参画について、どのような努力をしているかお答えください。簡潔にお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 甲斐議員、一括して言ってください。

○4番（甲斐明美君） また失礼いたしました。

2点目、市役所の管理職と係長以上の男性・女性の構成比についてどう考えるか。

3点目、各種審議会委員、行政委員会委員の男性・女性の構成比についてどう考えるか、これも簡単に答弁をお願いいたします。

○議長（安達 隆君） 人権・同和対策課長、田染定利君。

○人権・同和対策課長（田染定利君） それでは、男女共同参画社会の実現に向けた本市の取り組みについてお答えをいたします。

これまで、本市におきましては、平成20年3月に、豊後高田市男女共同参画推進委員会条例を制定し、同推進委員会を設置するとともに、翌平成21年3月には、豊後高田市男女共同参画計画（ぶんごたかだ愛・あいプラン）を策定いたしました。その後、平成25年3月には、豊後高田市男女共同参画推進条例を制定し、さらに平成26年3月には、急速な少子高齢化の進展による社会環境の変化や、就労形態の多様化などの新たな課題へ対応するために、第2次豊後高田市男女共同参画計画への見直しを行い、市民意識の向上に向けた啓発活動と、計画に掲げた各種施策の推進に取り組んでまいりました。

具体的な啓発活動といたしましては、毎年6月に男女共同参画週間を中心に、市内の女性組織や団体のご協力をいただき、街頭啓発や講演会などを開催しておりますし、啓発用ののぼりの設置や公共施設への啓発ポスターの掲示なども行っております。

加えて、年間を通じた取り組みといたしまして、企業、団体へのリーフレットや啓発資料の配布、市報、ホームページ、ケーブルテレビ等の広報媒体を活用した啓発など、男女共同参画への意識づくりのためのさまざまな普及啓発活動を行っているところでございます。

また、男女共同参画社会の実現に向けては、女性の人権を擁護する取り組みも重要なことから、DV

12月12日

(ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント)などの人権侵害に関する相談支援体制の整備と防止に向けた啓発活動を、関係機関と連携をし、取り組んでいるところでもあります。

あわせて、女性の社会進出に向けた施策といたしまして、多様なライフスタイルに対応した子育て支援体制の整備を図るとともに、出産などで離職をした方の再就職に向けた情報提供と相談支援の窓口の設置など、子どもを産み育てながら働きたいと望む女性が仕事と家庭や子育ての両立ができる環境の整備にも努めているところでございます。

今後におきましても、こうした支援制度がより活用され、女性の社会進出が促進されるよう、関係する機関と連携をする中で、引き続き情報提供や普及啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(安達 隆君) 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長(佐藤之則君) 市役所における管理職と係長以上の男女構成比に係る質問にお答えいたします。

本市における管理職の女性比率につきましては2.7%となっております。また、管理職を含む係長級以上の女性比率につきましては25.8%でございます。いずれも本年4月1日現在でございます。

女性管理職は、現在1人となっているわけですが、今後、管理職候補となり得る係長級以上では、217人中、女性が56人でございます。これは40歳以上の職員に占める女性比率が25.8%となっており、係長級以上の女性比率と均衡していることから、女性の登用は図られているものと考えているところでございます。

今後におきましても、特定事業主行動計画の目標を見据えつつ、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用が必要であると考えております。

次に、各種審議会委員、行政委員会委員の男女構成比についてでございますが、本年5月1日現在の女性比率は、審議会では27.2%となりまして、昨年の30.5%から3.3ポイント低くなりました。これは女性委員の割合が高かった子ども・子育て会議など、当面、会議の開催が見込まれない審議会につきまして委員選出を見送ったことが主な原因でございます。

なお、女性委員のいない審議会は、昨年2つございましたが、本年は1つにまで減少をいたしました。

また、行政委員会における女性比率につきまして

は、本年4月1日現在で27.6%となりまして、昨年の14.0%から倍増しております。これは、男性委員の多かった農業委員会に係る制度改正により総委員数が減少したことが主な要因でございますけれども、行政委員会における女性委員の総数につきましても、昨年の6人から本年は8人にふえているところでございます。

今後におきましても、男女共同参画計画を踏まえ、引き続き、できる限り女性委員の積極的な参画をお願いする必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 甲斐明美君。

○4番(甲斐明美君) 男女共同参画社会についての啓発活動もたくさんされているようで大変ありがたいと思っています。市の各種審議会、または行政委員会のほうでも女性を随分登用してきていると思います。というのが、平成26年度の資料を見ましたら、女性がゼロという審議会が4つあったんですけども、今は1つのみになっているからです。それでもまだ女性が1人というところもありますので、今後、補充をしていってほしいと思います。

行政委員も、少人数の中でも女性を1人から2人入っております。これも少しは評価をしたいと思えます。やはり女性の目で、男性・女性社会は、男性でも女性でも活躍しなければなりませんので、ぜひたくさんの女性を登用していただきたいと思えます。

昨年、9月議会では、総務課長の答弁では、平成32年度には女性の管理職は4名以上と言われました。ぜひとも努力を期待しております。

男女共同参画社会となれば、男女だけではなく、性別を超え、何の不安や不満もなく、誰でも平等に個性を活かし、活躍できる豊後高田市になるよう、みんなで努力する地盤をつくりたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(安達 隆君) しばらく休憩します。午後の会議は13時に再開をいたします。

午前11時45分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(安達 隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

18番、大石忠昭君の発言を許します。18番、大石忠昭君。



○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。きょうの一般質問は、私ども議員にとっては任期中最後の議会になります。それで、始める前に一言申し上げたいと思います。

一般質問というのは、3カ月に1度の定例会において、一人の議員が持ち時間1時間で市政一般について執行部にたずねることができる制度であります。私も毎回のように質問をしておりますけれども、私は一般質問というのは、ただ議員がわからないから、知らないから、それをお尋ねするということを中心ではなくて、むしろ選挙で市民から選ばれた議員ですから、やっぱり日ごろから市民の声を聞いて、市民が市政に何を望んでいるのか、どういうことをやってほしいのか、この声に応えて、この一般質問の場は市民の声を市政に届ける場であり、実現を目指して議論する場だと思っております。

2つ目には、市民は、この寒い中もきょうも働いておりますけれども、税金を納めておりますが、その税金が本当に市民の暮らしをよくするために、あるいは地域をよくするために有効に活用されているんだろうかと、無駄遣いはないかと、やっぱり議員はもっと勉強してチェックをするという、そういう議論をするのが一般質問じゃないかなと。それは、議員に3カ月に1回与えられた、これは権利でもありますし、市民の負託に応えてやる義務でもあると思っております。

1時間ありますので、もう時間がないんですけども、私も要領よく質問をしたいと思っております。前語りは多いけれども。

実は私どもも、大体4年に1回、市民アンケートの実施をしておりますけれども、多くの方々からいろんな要望事項が上がりまして、市長に届けたほうがいいという要求、302項目については文書にまとめて市長に届けております。

きょう、その中からも大事な点、8項目について質問をしたいと思っておりますので、私も質問の部分は要領よくやりますので、答弁のほうも的確に、しかも簡潔に答えてもらったらと思います。

1つは、ごみ処理場の問題なんです。これを、私も長年議員をしておりますけれども、ごみ処理場、し尿処理場、火葬場というのは、市民にとって大事な問題であるけれども、どこに建設するかということが非常に難しい問題で苦勞しているんですけども、今回の場合は、宇佐、高田、国東、3市で共同してつくろうということで、今、事業計画を打って進め

てきました。

永松市長時代から随分議論をしました。予定価格が267億円と、余り高いじゃないかという議論もしました。何とか事務負担の軽減を求めてきたんですけども、ご承知のようにことしの2月19日の、この広域の議会で、入札結果の契約議案が多数決で議会で否決される結果になりまして、今、白紙状況にあります。

その後どうするかということで、佐々木市長にかわってからも、私なりの意見を述べてきましたけれども、まだ先が見えない状況ですので、改めて私はこうすべきだということを提言をしまして、あと、進捗状況についてお尋ねしたいと思うんです。

私は、これまでの状況を振り返ってみての教訓から、今後は、一つはやっぱり市民の協力を本当に受けて、燃えるごみを減らすと。いわゆるごみの資源化、減量化にさらに力を入れて取り組んでもらって、やっぱり施設の建設費が余りにも高いので、少しでもやっぱり間に合うだけの小さ目の施設に切りかえることが一つだと思います。

2つ目は、この事業費を下げっていくためには、入札予定価格の問題なんです。今まで、私、勉強してみましたが、もともとなるのは広域圏の事務局が、ある特定の業者3者から見積もりをとって、その見積もりを基礎にして、あと類似団体の建設事業の実績なども検討して決めるということ。もともとなるのは特定業者の見積もりなんです。ここで高くなっているんです。

ほかの豊後高田市が発注する土木事業でも建築事業でもちゃんと国が示した設計単価の基準単価があります。この基準単価も参考にして、総合的に判断して、市民が見てもやっぱり適当だと言えるような予定価格、いわゆる入札予定価格を定めることが鍵だと思います。

3つ目は入札ですけれども、1者だけでは競争性がない。それを今回の場合、1者でやったからこういうことになって、議会で否決される結果になったんじゃないかなと思うんです。

それで、要は、落札率が何パー、何パーということもあるけれども、やはりさっき言ったように予定価格を下げることに同時に、入札で競争性を持って、やっぱり透明、公正な入札をやれば、もっともっと事業費が下がるんじゃないかと思っております。

4つ目については、建設した後の管理運営費の問題です。これも今回、同時入札をしているんですが、

12月12日

同時がよいのか別々がよいのか私はまだそこまで研究していませんけれども、この私の分析した結果では、これまでいわゆる否決されたあの金額は、いわゆる管理運営費が不当に高いと思うんです。透明じゃないんです。これについても特定団体言いなりの、特定会社言いなりの見積もりをもとにした予定価格じゃなくて、誰が見ても適正な入札価格を設定することだと思うんです。

市長は、今までの答弁を聞いておりましたら、何とか不当に高いものではなくて、やっぱり市民負担を軽減するためにということでご努力をされていると思うんですけれども、新聞報道によりますと、一致しなければもう辞退も辞さないということも報道されておりますので、私は今すぐ辞退しろとは述べておりません。

もっとも、誰が考えてみても、そうべらぼうに高い契約ではなくて、適切な単価で、しかも立派なごみ処理施設をつくってもらって、市民のごみを処理することが一番大事だと思いますので、これまで聞くところによると5回、3市長の会議が開かれたけれども一致点が見られないと。8項目のことで議論をしているということなんですけれども、私が聞きたいのは、私は今、4つの点を述べたけれども、4つの点は大事だと思うんですけれども、一番ぶつかっている一致できない点とは何なのか。やっぱり基本は住民が主人公ですから、住民の立場で、やっぱり経費を安く抑えること、立派な施設をつくることだと思うんです。そのために議論しているのに、5回も議論をして一致できないというのはどういうことなのか、その経緯、経過と、豊後高田市長としては、この広域圏にどういう姿勢で臨んでいるのか、その点についても市民に明らかにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ごみ処理対策について答弁させていただきます。

本年2月19日の第1回宇佐・高田・国東広域事務組合議会において、契約議案が否決された後、5回にわたり正副管理者・副市長会議が開催され、8項目の検討課題を挙げ、議論整理を行いました。3者合意に至っておりません。

また、検討課題の内、8項目の内、一つだけ、ごみ減量目標については3者の意見は一致いたしております。残りの7件については一致をいたしており

ません。そういう意味で、これからの問題についても充分検討してまいらなければいけないのかなと、こう思っております。

しかしながら、この8項目の中で議員さんの申したとおり、最終的には市民負担でありますので、少しでも安くという気持ちは持って交渉に臨んでおります。そういう意味で、今現在、理解をいただいております。ということも現実であります。

問題は、ご案内のとおり入札が8件の内3件かかわっております。問題点の8件の内入札が3件かかわっております。1つは入札の発注方式、もう一つは入札方式、もう一つは1者入札について。こういう問題が具体的に議論をされておりますが、意見の一致を見ていないのが現実であります。

そういうことも含めて慎重に議論し、検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今、市長から8つの点で協議しているけれども、特に3つの点で一致できない云々とありました。実は、先般の広域圏の議会の一般質問、4人の議員が質問しました模様を傍聴いたしました。その中で、ある宇佐の議員から、市長が、もしこれが一致できない場合は脱退するという問題で議論があったと思うんです。細かく読みませんが、その後の問題なんです。

脱退しては困るから、宇佐の市長が、佐々木市長のほうが政治活動では先輩なんだから、一升提げて、佐々木市長の家に行って、酒を飲んで、胸襟を開いて話したら、この問題は片づく展望が出るんじゃないかみたいな質問をしまして、質問もびっくりしましたけれども、答弁のほうも、是永市長はそれに応じる答弁をしました。後、今度は、佐々木副管理者という形で振られて、今の是永管理者の答弁を聞いてどう思いますかちゅうことに対して、佐々木市長・副管理者も応じるような答弁を聞いて私は驚いたんです。

これは冗談話で、あるいは酒飲み場で冗談話ならわかるけども、公式な議会の一般質問の場でこういう議論になりまして、私も長年議員をしておりますけども、宇佐にもこんな議員おるんかなと思ったけども、執行部も執行部だと思ったんです。

よって、私はこれを酒飲んで、胸襟を開いて語るというような問題じゃないと思うんです。今、3つのことを言われたのは、入札の発注方式をどうする

か、入札方式をどうするか、1者入札をどうするかという問題だというんだけど、今、それで意見が食い違うというけども、佐々木豊後高田市長としては、広域圏に向けてどうしたいと言っているのか。是永宇佐市長のほうは、いや、それは悪いと、何を悪いと言っているのかだけ、ちょっと1点でもいいから明らかにしてもらえませんか。

本当に佐々木市長が、いいことならやれちゅうことになるでしょう。佐々木市長が妄を言っているのなら、そら妄じゃないですかというように、市民がちゃんとチェックをして、早く市民の立場で一致点をかち取らなければ、遅くなれば遅くなるだけ、この3市の市民にとっても不安な状況になると思うんですから、ちょっと知らないことを、わからないことをわからせるんだというけども、これはチェックなんです。私どもはね。

高田の市長がやっていることが正当で正しいならば、我々議会も挙げてしゃんとやれと。酒の席で語るんじゃないで、堂々と何回でも、会議で一致できるまでやれという立場になるんです。妄を言っているなら、妄はやめたほうがいいよということになるのか。どちらなのか、検証するためにも、ちょっとその辺を説明してもらえませんか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 一升抱えて胸襟を開けと議員さんがおっしゃったことに同調したわけではありません。管理者が、このことばとは違い、膝を交えて前向きに検討するという意味での理解とっております。

そういう意味で、いい方向で解決できるものならば、我々も真面目に検討していきたいという気持ちで言ったわけで、何も話もしない、歩み寄りもないという意味で言ったわけではないと思っております。

それと、議会に傍聴されておったのであれば全てを知っていると思いますが、管理者は、2月29日に議会で議案が否決された金額について、94.47%、決して高くないという発言をされておりますし、その点については、私は全く違う方向で、先程、応札する3者から見積もりをとったやつで基準を決めていると、こういうことは私は理解はできません。

それと、議論を進めてきた中で、115トンのプラントを1トンでも安く、その115トンのプラントが140億円とか、いろいろな値段の基準があつて、業者の見積もりで決めるという、そういう話がありましたけれども、今まで議論してきた中で、115トンを107

トンにした場合は、8トン、プラントのサイズが小さくなるわけで、1トン小さくなることで、環境省では、1トン当たり5,800万円でありますと。そういう意味では、1トン、2トン、プラントを小さくしてもプラントの値段は余り下がらないんだという意見が、事務局、正管理者の意見であります。

そういう意味で、1トンで5,800万円なら、100トンで58億円でプラントができるんですかという話もしておりますが、耳をかしてくれていないのが今現在であります。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間が20分たちましたので、この問題は、市民の負担の軽減に向けて市民が納得できるような入札結果を出す、あるいは建設をするということで努力をしてもらいたいと思っておりますが、市長としては、やっぱりこの問題は早く解決したい考えなのか、そういう立場ができるまでは3年でも5年でも待つということなのか。そうならないと思うんです。だから、早くそういう方向で、何度も会議を開いてでも一致点を見出すように努力してもらいたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） この問題は、早く解決したいのは管理者も副管理者も議会の皆さん方も一緒だと思っております。

かたくなに拒否して、受益者である市民の負担の多い方向には、私は理解をするわけにはいかないという、そういう方向でありますし、また、いろいろな方法で安くなる方法も提案しておりますが、それも理解できていない、共通の一致を見ていないということでもありますので、ご理解していただけたらと思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 大事な問題で、もっとやりたいんですけど時間がありませんので次に行きます。努力をしてもらいたいと思っております。

次は、高齢者対策についてであります。

実は、私たちの市民アンケートでも、高校までの医療費、中学までの給食代の完全無料化については評価する声が非常に高く、佐々木市長に対しての評価も高いです。

同時に、今度はお年寄りをどうかしてくれ、障がい者をどうかしてくれという声も非常に高いんです。だから、私はアンケートをする前から、アンケート調査の前から、そのことを感じておりましたので、

12月12日

何度も、今度はお年寄りや障がい者の番ですよという事で議論をしてきました。ようやく、前回9月議会で、佐々木市長は高齢者については来年度に向けて検討しようという、一歩前向きな答弁がありましたが、その後、どういう来年度に向けて、本当に実施される方向で準備が進んでいるのかを聞きます。簡単でいいです。

次が、もう時間がなくなりましたので敬老会の問題は省略します。

配食サービスです。これは市が2事業所に委託をして、個人負担が1食360円と、そしてあと公費を360円プラスをして、1食720円のお弁当を配付しております。

ある真玉の方、二人から声を同じにして、このお弁当が500円ちゅうんだと。市が140円負担をしようと言うんだが、500円で、これ思えますかと。私は360円。これは500円もするような弁当やない。まず、第一に味が悪いという問題。おかずが問題だということで、それぞれの方は高田のお弁当と比べているようですが、真玉については悪いんだと。香々地も同じ弁当が行っていますから、香々地からは声がありません。

それで、課長に何度か、そういう調査をして、改善をすべきでないかと提言をしているんですけども全然片づかないので調べてみたら、市が140円の負担じゃないんです。市も360円負担、個人も360円負担、720円のお弁当としては、きのうも写真を撮らせてもらいまして、ちょっと味を見らしてもらいましたけれど、やっぱりこれは誰が考えてもちょっと不当ではないかと思しますので、これも答弁は短くでもいいですが、改善をする方向で努力をしてもらえないのかどうか。

次が、この70パスの問題なんです。これもこれまでの経過は私が一番詳しいから述べませんが、私はこれは年齢の引き下げを今回提起したいんです。

実は、大分市では、大分県一早くから路線バス、どこ乗りましても片道が100円、ワンコインで乗れるんです。非常に助かっています。当初、70歳で始めましたけれども高齢者の要求が高くて、今から5年前からは65歳まで年齢を引き下げました。豊後高田も始まって、もうかなりになりますんで、何とか60歳まで引き下げるとか、それができなければ65歳で、そう大した予算でなくてできますので、高齢者対策として、年齢引き下げ、幅広く利用できるように改善をしてもらったと思います市長の見解を求め

ます。

以上です。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、高齢者対策についての内、まず、市独自の高齢者対策についてのご質問にお答えします。

本市が実施しております高齢者施策を、県下他市町村の実施状況と比較してみますと、細かな制度の違いは若干あるものの実施している事業数はトップクラスであると思っております。

特に、ケーブルテレビの使用料全額無料としているのは本市のみであり、安否確認システムや寝具類洗濯乾燥消毒サービスなども実施している市町村は余りありません。

また、敬老月間に合わせた大衆演劇公演の無料公演、東天紅での映画鑑賞や大分合同新聞の文化講座受講料の助成など、高齢者の皆さんに喜んでいただき、健康で長生きし、楽しく暮らしていけるよう、他市にはない本市の特徴を活かした支援を行なっているところであります。そういった意味では、本市の高齢者施策は、県下でも他市には負けない充実した施策を実施していると思っております。

しかしながら、第3回定例会で市長がご答弁申し上げましたとおり、さらなる高齢者施策の充実のために、どういった施策を実施していくべきかにつきましては、他市が実施している事業内容も踏まえ、現在検討しているところであります。

次に、高齢者の配食サービスの充実についてのご質問にお答えします。

配食サービス事業は、高齢や心身の障がいなどの理由により、食事の調理や買い物などが困難な方のために、栄養バランスのとれた食事を訪問により定期的に提供するとともに、利用対象者の安否を確認し、健康状態に異常があった場合は速やかに関係機関へ連絡を行うことを目的として実施しております。

配食サービスは、配達に係る人件費や費用なども含めた中で行なっていただいております。そういったことから、自分の嗜好に合った食べたいお弁当と配食サービスは比較する性質のものではないと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長(川口達也君) それでは、高齢者対策の内、バス運賃助成70パスの対象者拡大に

ついてお答えいたします。

70パスにつきましては、路線バス伊美線において70歳以上の高齢者の利便性と経済的負担の軽減を図ることを目的としました割引乗車券で、豊後高田市内の区間であれば一律200円、市民乗合タクシーからの乗り継ぎをしても200円で利用できるという制度で、平成22年度から運用しており、昨年度も延べ8,000人の方にご利用いただいております。

議員ご質問の対象者拡大についてでございますけれども、本市の交通事情としまして、やはり日常生活においてみずから自動車を運転する機会が非常に多く、自動車による移動は欠かせないものとなっております。

また、自動車の運転ということを考えますと、近年における70歳未満の方を考えますと、70歳未満の方々の運転能力等につきましても、それほど衰えているというふうには認識はしておりません。そのようなことから、年齢による対象者拡大については考えておりません。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間がありませんので、今後の質問につきましては聞かれた部分だけ答弁をしてもらいたいと思うんです。今、全部、制度説明をしていますよね。そんなこと聞いていないんです。

まず第一の問題で、来年度に向けて準備は進んでいるのかと。それを、また他市の状況も研究をして検討をしようということやから、ぜひ、そういう方向で市長。これまでは、やっぱり85歳以上の高齢者に対して、市独自の敬老年金、年間1万円、これは合併協議会で議論に議論を重ねて1万2,000円を1万円に下げた経緯もあります。しかし、真玉、香々地は実施していなかったけども、1万円で実施できることになったんです。これは途中で打ち切ったちゅうことは不当なんです。

それから、敬老会のお祝い金についても、あれだけ議論をして全市内に合わせたんです。そのうちの70歳と88歳の分は打ち切られたんです。これは、私は復活を求めてきました。復活ができなければ別なことでもいいから、それ以上のことをやってもらいたいと要求しているんです。

何らかの形でいいから、市長、来年からは、佐々木さんに市長がかわったらよくなったと喜んでもらえるようにやってもらいたいと思いますが、市長の見解をもう一回求めます。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 先程課長が答弁したように、今、検討してまいりたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 次が、70パスの問題で、るる答弁がありましたけど、これは予算的には大したことないんです。今、高齢者の交通事故防止のためにも、やっぱり免許証の自主返納を推進しているでしょ。そのためにも、やはり60歳、65歳にしようとも、車をすでに持っている人は要らないんです。車に乗らない人がいるんだから、それを広げることが、佐々木市長が公約で、お年寄りに優しい市政を目指すと言っていますんで、そういう場合のことも検討できませんか。それは検討してもらえないかどうか。もう一回、市長。できないなんていうのはおかしいですよ市長。これは検討もできないんですか。

○議長（安達 隆君） 市長。

○市長（佐々木敏夫君） 課長が答弁したとおりのんですが、70歳以下で免許証を返納というのは余り例がないんじゃないかなと。70歳、80歳、90歳で返納というのはあるんですが、そういう意味で、足がないということについてはサポートしないといけないと思っておりますが、70歳から65歳で、車の免許も持っていない、返納しているという、そこまでは余り考えんでもいいんじゃないかと思っております。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間ないから。

大分でも65歳まで下げたというのは、車を使わない高齢者もかなりおりますよ。そういうふうには届かないというのは、市長、市長として問われますよ。だけど、ぜひ検討を求めておきます。

次に行きます。配食サービスで、これもやっぱりそういう苦情が出てきたら、苦情の声が上がったら、やっぱり現地を見て、それから、そういう高齢者の声も聞いて、弁当も一回ぐらい食べてみるぐらいして、誰が考えてもこの弁当が720円ですと言える弁当じゃないんです。

そのことも、もう答弁を求めませんが、市長、そういうふうには目配りをやらないと、やっぱり市民が主人公なんだから、市民から言ったら、市に対する苦情は応える姿勢をとってもらいたいと思います。

次に行きます。時間があと26分になりまして、ちょっと困ります。議長いいですか、私の質問した部分だけ答えさせてください。その他はもう答弁をとめて

12月12日

ください。簡単に質問しますから。

障がい者の問題で4つ質問をします。1と2については、これまで議論をしてきました。それは、障がい者の基本的人権を守る、暮らしを守るために市独自の条例をつくったらどうかということで、これは調査、研究するということでした。

それから、他市が実施をしている障がい者に対するタクシー助成制度を導入したらどうか。これも研究課題なんです。だから、これで本当に何か具体的にやるような方向で議論したのかしないのか。したならした、しないならしないでもいいです。その次に質問をしますから。必要があれば、したかしないかでいいです。議論したのかしないのか。イエスかノーかの答弁です。

次は、障がい者のバス運賃の問題なんです。今、60歳に下げたらどうかという問題で考えていないというか。今度は、障がい者が、普通、公共交通を使う場合には半額補助などがあります。だけでも、市が実施しています乗合タクシーについては、それは制度がありません。200円のままですね。それで、200円プラス、高田から香々地に行く場合は830円、普通かかるんです。これに対して、障がい者についても70バスと同じような制度にすれば、200円で香々地まで行けるんです。大した予算じゃないでしょ。

温泉も同じなんです。温泉は1人300円の入浴料を障がい者については200円に下げました。あの永松市長までも、私が議論をしたら一発で答弁しまして、すぐできましたよ、これは。議会でやった翌月から実施しました。今、市内4つの温泉は障がい者手帳を見せれば、200円に下がった、100円下がったんです。

それから見たら、この普通公共交通は、市独自じゃない、全国どこでもやられているように、特別障がい者について割引があるんだから、この70バスと同じような形で障がい者にも適用すべきではないかと。いいですか。

それから、重度障がい者の医療費助成についてなんです。ちょっと水、飲ませてもらいます。

これを子ども県と何度も交渉しまして、子どもの医療費、ひとり親家庭については窓口無料ができたんですけど、この分だけどうしてもできないんです。これやったらペナルティーがかかるんですよ。国保について国からの負担金は削られるということで。

今度、考えついたのが自動償還払い方式に変わったんです。これも一旦払うんだけど、1回、手続

をすれば、後は全部口座に振り込んでくれるから。これまでに比べたら随分楽になるんです。そのために、ことしの3月議会で大分県内どこも予算を組みまして、うちでも524万円の予算だったと思います。組みました。

なのに、今のままでいったら、来年度のいつ実施できるか、実施の見通しが立たない状況と聞いているんで、おかしいじゃないかと。これだけ長年、運動してきてやっとな減るのって、佐々木市長も市長会で問題にしたそうなんですけど、それがいつやるかは結局わからんちゅうから、一刻も早く、ことしの3月に予算を組んで、システム改修をやっているんだから、一刻も早く実施できるようにしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長(安達 隆君) 社会福祉課長、植田克己君。

○社会福祉課長(植田克己君) それでは、障がい者対策の内、まず市独自条例の制定に関する進捗状況についてのご質問にお答えします。

自立支援協議会での議論の状況でございますが、本年8月6日に、第1回の協議会を開催いたしました。その議題として、障がい者差別解消独自条例について提案をさせていただき、大分県や別府市の状況、本年度制定されました杵築市、日出町の条例の内容などを説明するとともに、県下他市の制定の動きについてもご報告をさせていただきました。

また、これまで地域生活支援、子ども、就労支援の各部会において議論を進める中で出されました差別解消については、県条例があるので、コミュニケーション条例から取りかかったほうがよいのではという意見や、県条例があっても、市の理念条例として障がい者差別解消条例は必要と思うというご意見などがあつたことも、あわせてご報告をさせていただきました。

協議会では、そういったご意見を踏まえ、障がい者差別解消条例は、国の法律や大分県条例があることから、まずはそういったものがない、手話言語・コミュニケーション条例の制定を先行したほうがよいのではというご意見をいただいたところでありませう。

いずれにいたしましても、別途、条例制定のための専門部会を立ち上げ、議論を進めていくことと決定いたしましたので、現在、当事者や支援者を含め、その人選を行なっているところであり、大分県に対しましても、専門家の派遣についてご相談差し上げているところでもあります。

次に、タクシー助成制度につきましても、自立支援協議会の議題の中で、県下の移動費助成の状況についてご説明をさせていただきました。この議題につきましても、専門部会で議論を行なってきましたので、タクシーや移動手段に関しては、年齢や障がいの状態、施設利用の状況により使用頻度も大きく違うことから、そういった点を踏まえて検討する必要がありますというご意見があったことをご報告させていただきました。

協議会では、タクシー助成を行なっている市町村では、本市が実施している心身障がい者福祉手当などを実施していないところも多く、また、福祉手当を廃止して、タクシー助成に切りかえた市もあることなど、各市町村が実施している障がい者施策はまちまちであることから、限りある財源の中で、どういふ支援を行うのが一番ベストなのかは対象者の意見を聞いてはという提案がありましたので、現在、対象者に対してアンケート調査の準備を進めているところであります。

次に、重度心身障がい者医療費助成の自動償還払い方式の早期実施についてのご質問にお答えします。

自動償還払い方式の実施につきましては、現在、大分県と県下全市町村で専門部会を立ち上げ、来年度中の実施に向け協議を進めているところでありますので、ご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 地域活力創造課長、川口達也君。

○地域活力創造課長（川口達也君） 障がい者対策の内、障がい者への70パス適用についてお答えします。

障がい者の方のバス利用において、70パス同様の運賃割引制度を適応させてはどうかということですが、障がい者手帳をお持ちの方は、先程、議員が申されましたように全国共通で、バス料金については、普通運賃は半額、定期券は3割の割引制度が措置されております。

また、バス以外にも、鉄道や船舶などの交通期間利用や（○18番（大石忠昭君） そういうことは聞いてないんじゃ。）高速道路利用等においても、区分や程度によりさまざまな割引制度も措置されております。

バス利用に関しまして、障がい者手帳をお持ちの方全てに対し、先程のような割引措置をするということについては、すでに割引措置がなされているた

め、市独自としてさらに料金割引のかさ上げとなる70パス適用については考えておりません。

以上です。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 非常に残念です。私、冒頭に申し上げましたように、やっぱり1時間の間に8項目の質問をしたいと準備をしているんです。要らない経過が云々というようなことは全部、私はわかっているんです。私が聞きたいことは、ほんの一部分なんです。

だから、よって、次に行きますが、非常に残念です。この消費税の問題についても、議長いいですか、全部やらせてください、議長の責任で、消費税については、私どもが市民アンケートをとってみましても、ここにありますが、消費税10%増税反対が70.9%あります。全国的には、ちょっと下がりますけど。

一言、やっぱり消費税10%増税は市民生活に影響が大きい、市の運営にも大きな影響を与えますので中止を働きかけてもらいたい。働きかけるなら働きかける、かけないならかけない。イエスカノーかだけの答弁をお願いします。イエスカノーかだけ。議長、いいですか。

○議長（安達 隆君） 財政課長、飯沼憲一君。

○財政課長（飯沼憲一君） 消費税についてのご質問にお答えいたします。

消費税率10%への引き上げで得られる財源は、これからの社会保障の（○18番（大石忠昭君） 議長。）機能強化、機能維持のために（○18番（大石忠昭君） 議長、ちょっととめてもらいたい。）必要不可欠な安定的財源となるものと考えております。（○18番（大石忠昭君） 議長、とめてください。後、質問できないから。）増税が地域経済に与える影響が懸念されるころではあります（○18番（大石忠昭君） 後、質問ありますから、そんな答弁求めている。イエスカノーかだけで答えさせてください。）首相は前回の引き上げを活かし、あらゆる施策を総動員し、経済に影響を及ぼさないよう全力で対応すると表明され、先般（○18番（大石忠昭君） そんなこと聞いていない。）消費税率10%への引き上げに伴う景気対策の原案を示したところでございます。

（○18番（大石忠昭君） 議長、議事進行してください。）この景気対策の実施に当たっては（○18番（大石忠昭君） そんなこと聞いていない。）地域に混乱や支障が生じないよう、国において十分な対策を講じ、慎重に対応していただくことが必要であ

12月12日

りますので（○18番（大石忠昭君） 議長、おかしいじゃないですか、議長。）今後も国の対応を注視してまいりたいと考えております。

○18番（大石忠昭君） 議長、采配を振ってください。全部質問させるべきじゃないですか。質問通告しているんだから。そんな長い答弁を。議事進行について。議事進行ですよ。時間をとめてください。

○議長（安達 隆君） 質問を続けてください。

○18番（大石忠昭君） 非常に残念です、私は。48年、議員をしておりますけど、こんな状況というのは議長の問題が問われます。長々答弁をして、再質問をさせないという作戦なんですか。そうでしょ。質問をされた部分だけ答弁すりゃいいんです。

私は、宇佐や別府や大分も日田も傍聴したことがあります。議長はとめますよ、それやったら。これだけ早い時期にどういう質問をするかということを出しているんです。今のような長い答弁だったらできないでしょう。私はそういうことを心得て質問しています。イエスカノーカでやっています。それができないですか。意見を上げなければ上げないでいいんです。理由は何ですかというのに答えれば、一問一答方式の意味がないでしょ、こんな長く答弁するなら。

○議長（安達 隆君） 質問を続けてください。

○18番（大石忠昭君） いいですか。だから、議長、あと残りが13分になっておりますけど、残り全部やりたいんです。保障してくれますか。私の質問時間が長かったら長いと言ってください。

○議長（安達 隆君） それは、あなたが判断して進めてください。

○18番（大石忠昭君） 質問項目が長かったら長いと言ってください。私は、答弁は短い、市民にとって大事な問題を質問しますので、それに的確に答えてください。最初から言っています。簡潔、的確に答えてください。議長、いいですか。

○議長（安達 隆君） 早く質問を始めてください。

○18番（大石忠昭君） 異議ないですね。

それでは、もう一回……。 （「異議あるよ。議長の指示に従ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今度、国保税の問題が、これは本当に時間をとってやりたかったんです。でも、時間が足りないけれども、これは一言で言うならば、毎回毎回議論していますように、アンケート調査していても、多くの皆さんから自分とこの所得に

比べて高過ぎる、何とかしてくれということなんですけど、引き下げる以外ないんです。

私どもは、引き下げるのは国の制度を変える、国が国庫負担をふやすのが一番鍵なんですけども、同時に、豊後高田の場合は健康づくりに努力をされて成功しております、全県18市町村を調べてみましたけれども、1人当たりの医療費が41万3,068円と県下で4番目に高いんです。

しかしながら、国保税についたら400万世帯、4人家族で計算してみましたら、豊後高田の場合、1年間で52万8,600円なんです。これは、皆さんの入っている健康保険に比べてみてください。同じ給料世帯から見たら倍でしょ。ほかの保険については、子どもが何人おろうとも、扶養家族が何人おろうとも、給料に応じた保険料なんです。国保の場合は、人数がふえればふえるだけ、それに比例してなる。

だから、このまま行ったら構造上の危機で、制度が続けられない状況。このまま行ったら滞納者がふえる。滞納者は22%から、豊後高田の場合はあるというデータが県からもりましたけど大変な問題でしょ。

だから、引き下げる以外ないと思いますが、引き下げるためというのは、来年の3月議会に条例を出せば引き下がるんですけど、来年3月議会までに引き下げをやる方向で検討する用意があるかどうか市長に、検討する用意があるかないかを答えてください。それだけです。

○議長（安達 隆君） 保険年金課長、大久保正人君。

○保険年金課長（大久保正人君） 国民健康保険税に関する質問にお答えいたします。

各市町村においては、県が算定した標準保険税率を参考にして、翌年度の国保税率を決定することとなっておりますが……（○18番（大石忠昭君） 議長、調整してください。あるかないかだけ。）確定係数による算定結果については、1月中に説明があり（○18番（大石忠昭君） 議長、発言を止めてください。）2月に通知される予定となっております。

本市の来年度の国保税率については、その結果により判断したいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 時間が9分で、あと3点質問をしたいので、国保については、市長、何とか来年3月議会には引き下げをするように。県内では、



まだ、県の試算が発表されていないんです。私は、豊後高田は引き下げの試算がされると確信を持っています。その前に、まだ県が発表していないのに、豊後大野市では市長が英断を下しました。税率で1.2%引き下げる案を国保運営協議会に諮問をしています。私どもの計算ではもっと引き下げられるけど。

だから、豊後高田においても、これだけ5年間、皆さんの努力で保険料は下がったんだから。どこもこんなに上がったんです。高田の場合は、5年前に比べたら、ほんのちょっと上がったぐらいなんです。こんなに、グラフ書いてみてもわかります。そんなに下がって、県下で4番目に医療費がかかったんだから、国保を大幅に下げると。どうすれば下がるという案も持っていますけれども、時間がないので、そういうことで市長、何とか3月に向けて努力してもらいたことを述べておきます。答弁があれば、まとめて後で答弁してください。

次は、住宅リフォームについてであります。これは、永松市長時代に何度も議論しましたが、答弁は、移住者や定住者のために各種リフォーム事業をやっている。あるいは、高齢者やお年寄りのために、これは県の事業ですけれども、やっているから、ほかにはもうできないんだという答弁なんです。

全国調べてみたら、大分県と福井県だけが、この制度を一カ所もやっていないんです。県が半額補助でやっている都道府県もあります。よって、佐々木市長は子どもの医療費や給食代で全国一の実績を上げましたので、今度は大分県一で、この今のやっている制度というのは、どこでもやっているんだけど、私が言っているのは、風呂やトイレや、あるいは外壁や屋根瓦と、そういうことの修繕などをする費用に、地元の業者を使えば、5%なり10%の助成をします。

こうなれば、全国どこでも波及効果が物すごいんです。中小建築業者などに仕事が回るでしょ。それから、環境整備ができて、各家庭にとっても生活が向上するなどありますので、それで検討できないのかどうか、市長の考え方、検討するならば、しないならしない。理由はまた後で聞きます。聞くか聞かんかは別やからね、検討するかしないが答弁です。議長、お願いしますよ、それで。

○議長(安達 隆君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) 住宅リフォーム助成についてお答えいたします。

本市の住宅関係の助成制度につきましては、先程

議員からもありました移住者を対象にした定住対策のための空き家リフォーム事業や(○18番(大石忠昭君) そんなことはいらん。検討するかしないかだけです。)ハッピーマイホーム新築応援奨励金、また、市内の高齢者、子育て世帯を対象にした高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業費補助金などの住宅リフォーム制度、また、福祉関係では、高齢者、障がい者の方を対象にした住宅改修助成事業、また、介護保険の住宅改修事業もございます。

また、さらに商業関係では、昭和の店へ修景する街並み修景事業、さらに滞在型観光を促進するために旅館等の改修事業も行なっております。

このように、本市では、さまざまな事業ごとに目的を持ってリフォーム補助制度を実施しているところであります。これらの平成29年度の事業実績の合計は、別添資料にありますとおり224件、金額で4,220万3,000円にも上っております。これらの事業による直接的効果、また、波及的効果も大きいものと思っておりますので、現在の制度を市民の皆様にも有効に活用していただけるように、よりきめ細かい情報発信を心がけ、これらの事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 議長、今の答弁、どう思いますか。今の現状の説明を求めたんじゃないんです。現状は私がもっと詳しく知っています。現状を答えたくないじゃないんです。現状は、大分県のどこもやっていないので、佐々木市長がひとつやったらどうですかと。予算は年間500万円でも1,000万円でも大きな事業なんです、これは。それが、そういうことがアイデアマンなら、市長、考えつきませんか。残念でなりません。

あと5分ありますからね。議長、許可をもらいまして、この2つのことを一遍に質問したら悪いですか。(発言する者あり)笑い事ですか。

○議長(安達 隆君) できません。1問ずつお願いします。

○18番(大石忠昭君) あれ、なんかいい、誰か。耕地林業課長か(「質問じゃないよ」と呼ぶ者あり)笑い事ですか、これが。笑い事ですか。(「笑い事だよ」と呼ぶ者あり)笑い事ですか。

○議長(安達 隆君) 大石議員、質問を続けてください。

○18番(大石忠昭君) その程度の議会でいいんで

12月12日

すか。議会はそういう場じゃないでしょうが。（「あんたが立派にならな」と呼ぶ者あり）

議長、なんか後ろのほうで騒がしくおらんですけど、どう思いますか、このこういう高田の議会が、最後の議会というのに市民に申し訳ないと思いますよ。

○議長（安達 隆君） 質問を続けてください。

○18番（大石忠昭君） はい。質問をしますけど。

だから、答弁を2つやりますから、1個を2本ずつ。

宇佐駅のエレベーターなど、バリアフリーの早期実現なんですよ。これまでは、何度もそういう方向で働きかけをすと言いましたけれども、実際にできていないんです。だから、私は、市長として、ぜひ政治力を発揮して、やっぱり高齢者がふえています。体の不自由な方のためには、エレベーターが要るんです。観光振興と言うならば、なおさら大事な点だと思いますので、市長自身が宇佐や国東と一緒に働きかけの努力をしてもらいたいというのが質問です。

市長が働きかけないなら、ないちゅうことはないと思う。ないなら、働きかけるなら働きかけるといことを、今まではどうだったという答弁は要りません。

○議長（安達 隆君） 企画情報課長、丸山野幸政君。

○企画情報課長（丸山野幸政君） それでは、宇佐駅のバリアフリー化に関するご質問にお答えをさせていただきますと思います。

本年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、九州地域鉄道整備促進協議会を通じましてJR九州に要望しておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 市長、私はこの問題で県とも交渉しました。宇佐市の見解も聞きました。今、丸山野課長から答弁がありましたけど、実際は、やっぱりトップクラスが力を合わせてやらなければ片づかないんです。JRの言い分は、1日3,000人以上ないとやらないと言っているんです。しかし、柳ヶ浦は1,300人でやったんです。宇佐駅とそう変わらないんです。

分析してみましたら柳ヶ浦は学生が多いんです、約500人あります。それ除いたらほとんど一緒なんで

す。JRが言うのは、いわゆる地元の熱意だと言われています。だから、佐々木市長が音頭を取ってやってもらいたいということを強く要求しておきます。

次は、最後に林道整備について決算委員会で問題にしまして、副市長が現場を見ることになりました。非常に重大事態だと思ったんですが、この問題をどう思っているのか。何とか、新しく今度税金制度で、豊後高田にも財源措置ができるようになりましたので、そういうものも使って、早急に林道の整備、四十何路線あるようなんで、やっぱりそれも含めて、来年度、大幅に予算を組んで、林道の整備をしてもらいたいと思いますが、副市長の考え方を聞きます。

以上です。

○議長（安達 隆君） 副市長、堤 隆君。

○副市長（堤 隆君） 林道整備の質問についてお答えいたします。

先般、11月中旬から下旬にかけて、議員のご指摘のあった落水線、山ノ神長小野線、全線を耕地林業課長と一緒に回ってまいりました。確かに状況は、かなり洗掘等もありましたし、木の枝が垂れ下がったりということで通りにくいとこもございました。

ただ、この整備については、今後、安全に通行できるように支省木や落石を除去して、路面の不陸も整正してまいりたいとは思っておりますけれども、原則として、大半の林道は個人の私有地でございますので、通常の管理につきましては、個人の林産業用に供するための道路という観点から、管理についてはそれを、その道路の所有者の方たち、あるいは林業活動する方をお願いしておりますので、そういう方向でお願いしたいというふうに思っております。

来年度の予算については、先程、議員からありましたように森林環境譲与税の問題もございまして、そういうものが措置できるようになれば、その分についても活用しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○18番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 先程、議員さんの質問に対しまして、70パスという交通手段の内容であります。足がないという発言をいたしました。交通手段がないということで訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（安達 隆君） 一般質問を続けます。

2番、中尾 勉君の発言を許します。2番、中尾

勉君。

○2番(中尾 勉君) 皆さん、こんにちは。議席番号2番、新政会の中尾 勉でございます。通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず1点目、臨時・非常勤職員制度の見直しについてでございます。

1の①臨時・非常勤・任期付職員の任用状況についてお伺いをいたします。総務省は、平成29年6月に地方公共団体における行政事業の多様化に対応し、公務の能率かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員、一般職員、特別職員、臨時的任用の3類型について、特別職の任用及び臨時的任用の適正化を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度職員に対する給付についての規定を整備するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を平成32年度より遂行することを、各都道府県及び各人事委員会に通知いたしました。

これは、地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため臨時・非常勤職員が全国的に増加。平成17年度が45.6万人、平成20年度が49.8万人、平成24年度が59.9万人、平成28年度が64.5万人と増加をしていますが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用確保がされていないこと、また、地方自治体の非常勤職員については、国と異なり労働性が高いものであっても期末手当が支給できないため、適正な任用の確保に伴い、本改正を行うものとされています。

これまで、地方公務員の臨時・非常勤職員については、採用の方法等が法文上、明確でないといった指摘もあり、さまざまな制度上の課題が挙げられてきました。

改正法では、臨時・非常勤職員が地方行政の重要な担い手となっている中、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務・労働条件を確保するため、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の厳格化、一般職の会計年度任用職員の創設、会計年度任用職員に対する給付の規定の改正が行われることとなります。

そこで、質問をいたします。今年度4月現在での臨時職員、非常勤職員、任期付職員の採用人員の現状をお伺いいたします。

次に、1の②。会計年度任用職員の制度内容と導入方法について、会計年度任用職員を含めた任用、勤務条件の適正化に向けた検討、整備をしていく必要があります。また、その上で、必要な条例、規則

等の整備や関係システムの改修など、制度検討から運用準備に至るまでの膨大な作業を処理していく必要があります。

現在、採用している臨時職員、非常勤職員、任期付職員の方たちは、この会計年度任用職員の制度の導入によって、今後、運用等がどう変わっていくのか、また、制度の内容と導入方針について、わかりやすく説明をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長(安達 隆君) 市参事兼総務課長、佐藤之則君。

○市参事兼総務課長(佐藤之則君) 臨時・非常勤職員制度の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

まず、市長部局における臨時・非常勤及び任期付職員の任用状況でございますが、事務補助に従事している臨時職員が2名、非常勤嘱託職員が30名、そして任期付職員が1名となっております。

次に、制度の見直しの内容でございますが、今回の改正内容は大きく2件ございます。

1つ目は、特別職非常勤職員及び臨時職員に係る任用の厳格化が挙げられます。現状の特別職非常勤職員は、任用できる範囲が限定的となりまして、地方公務員法第3条に基づき、任用される各種委員会や審議会の委員、専門的な知識、経験などを有する者が就く職などに限られることとなります。また、臨時職員は、地方公務員法第22条に基づく臨時的任用職員のことで、緊急の場合や季節的な業務の場合などに特例的に認められることとなります。

次に2つ目ですが、一般職の非常勤職員を任用する根拠を明確化するため、新たに会計年度任用職員の制度が導入されることとなりました。この会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲で置かれる非常勤の職と定義されておりまして、勤務時間はフルタイムとパートタイムの職に区分され、報酬または給料のほかに、時間外勤務手当や期末手当などを支給できるようになります。

本市におきましては、このたびの改正により、労働者性の高い一部の特別職非常勤職員、臨時職員や非常勤嘱託職員の位置づけを新たな会計年度任用職員などに見直す必要がございます。

なお、任期付職員につきましては、今回の制度見直しに影響はございません。

本改正の施行日は、再来年の2020年4月1日となっていることから、今後は国が示した事務処理マニュ

アルに沿って職の必要性などを十分に精査し、県や他市の状況なども勘案の上、勤務条件などを検討いたしまして、円滑な制度導入に努めてまいりたいと思います。

また、来年度には必要なシステム改修を予定しておりまして、来年の第4回定例会までに関係する条例案を提出の上、ご審議をいただき、制定後に募集、採用などに移りたいと考えているところでございます。

以上で終わります。

○議長（安達 隆君） 中尾 勉君。

○2番（中尾 勉君） ありがとうございます。

会計年度任用職員は、あくまでも臨時職員であり、非常勤職員の採用基準の制度的な適正をするものであります。あわせて、臨時職員の処遇改善をするためのものでもあります。法の趣旨においても、あくまで公務運営については任期を定めない常勤職員、いわゆる一般職員を中心になされることが大原則となります。ここに基づいて実施していただけるよう、要望して次の質問に移ります。

2、学校の安全対策について。

2の①、②。学校は子どもが集い、人と人との触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、生きる力を育む学校という場において、児童生徒が生き生きと活動し、安全に学べるようにするためには、児童生徒の安全確保が保障されることが不可欠の前提となります。

また、子どもは守られる対象であることにとどまらず、学校教育全体を通じ、みずからの安全を確保することのできる基礎的な資質、能力を継続的に育成していくことが求められています。

近年の自然災害の状況や交通事故や犯罪等の社会的な情勢は年々変化をしており、新たな課題も次々と顕在化し、今後の深刻化も懸念されています。こうした状況を踏まえ、学校における組織的な安全管理の一層の充実を図ることや、児童生徒に、いかなる状況下でもみずからの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する安全教育を推進することが不可欠であるというふうに思います。

そこで、質問をいたします。各学校では、児童生徒が健康で安心して学校生活が送れるように、安全指導を行なっているというふうに思いますが、通学路における子どもの安全確保について、どのような対策をとられているのか。

2点目、災害時における子どもの安全確保についても、どのような対策を行なっているのかお伺いをします。

1回目の質問を終わります。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 中尾議員の学校の安全対策についてお答えをいたします。

各学校におきましては、学校保健安全法に基づきまして、児童生徒の生活安全、交通安全、災害安全の3つの安全を確保するために、危機管理マニュアルと学校安全計画を作成しておるところであります。

年間指導計画に基づいた学習や訓練を実施するとともに、検証、改善、評価などを行いながら、学校や地域の実情に合った計画になるように対策を講じておるところであります。

次に、通学路における子どもの安全確保につきましては、各学校におきましてハザードマップを作成し、通学路における安全対策を図っておるところでございます。また、各学校から危険と思われる対策必要箇所におきましては、通学路の交通安全の確保の徹底として、教育委員会、豊後高田市、大分県土木事務所、豊後高田警察署で構成する児童生徒通学路安全推進会議の中で、協議、検討を図り、対策箇所に合わせた整備を行い、随時、対策を講じてきたところでもございます。

昨年度は、22件の検討対策箇所に対しまして全ての対策がなされました。今年度につきましては、現在、47カ所の検討、対策箇所が出まして、現在、対策を実施をしておるところでございます。

将来を担う子どもたちが安全で安心して通える通学路の確保として、計画的な整備に向けて、今後とも関係機関と連携を図りながら安全確保に向けて努力をしていきたいと考えておるところであります。

さらに、今年度は登下校防犯プランに基づく通学路の防犯の観点による緊急合同点検を実施したところでもあります。ことし8月には、教育委員会、学校関係者であります学校職員を始め、PTA役員、学校運営協議会委員、スクールガードの方々と、豊後高田警察署のメンバーで通学路を点検し、問題点につきまして協議を行い、継続的な取り組みを実施しておるところであります。

そして、次に、災害時における子どもの安全確保ということに関しましては、全ての小中学校におきまして、火災、地震、津波、風水害などの自然災害に対する避難訓練を実施するとともに、事前及び事

後学習に災害に対する知識や災害時に安全に避難する行動につきまして、教育課程の中に位置づけ、学習をしているところであります。

今後とも、教育活動全体を通して、さまざまな安全教育に取り組みまして、児童生徒が災害についての基礎的な知識を身につけ、災害に直面したときは自分で判断し、主体的に活動できる実践力を育むとともに、お互いに助け合うことも育てる共助、さらには防災教育の充実を図り、安心安全な学校づくりに努めてまいりたいと考えておるところでありますので、何とぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 再質問します。

昨年度は22件の検討箇所について全て改修したところですが、具体的にどのような対策をしたのか。また、今年度は47カ所あるということですし、登下校防犯プランに基づく緊急合同点検も実施したということですが、具体的にどのような状況であったのかお伺いをします。

○議長(安達 隆君) 学校教育課長。

○学校教育課長(小川 匡君) それでは、中尾議員の再質問にお答えいたします。

昨年度の22件の内訳ですが、11件につきましては、学校関係者による交通量の多い箇所や交差点などの登下校の関連指導でございます。9件については、横断歩道や停止線が消えかけている箇所の引き直し等の更新を行っており、2件については路側帯等の整備であります。

今年度につきましては、19件は学校関係者による登下校の安全指導でございます。横断歩道や停止線等につきましては、8件の更新について対応中であり、3件については警察のパトロールの強化をするなど対応をしているところであります。その他につきましては、舗装や草刈りを実施したり、来年度の対応になるものもございしますが、関係機関と協力して対策を実施してまいりたいと思います。

また、登下校防犯プランに基づく緊急合同点検につきましては、通学時、児童が一人になる箇所や周囲の目が届かない箇所。路上の死角があり、犯罪が起きても見えにくく、付近に助けを求めるような住宅が少ない箇所等の確認をいたしました。点検結果について、それぞれの対応策を協議し、子どもたちが安全に通学できるように取り組んでおります。

学校においても、そのような箇所の対応といたし

まして、学級活動や全校集会の中で早目の下校、もし遅くなる場合には、必ず保護者に連絡をとる。また、万が一不審者に出くわしたときは、近所に駆け込み助けを求める。また、学校や警察にできるだけ早く連絡をするなど、具体的な行動について指導をしているところであります。

あわせて、日ごろから危機管理意識を持ち、命の大切さについてしっかり身につけさせるように指導をしているところであります。さらに、学校関係者や地域の方々による見守りや、警察や学校と連携して子ども連絡所の設置を地域の方に協力していただけるようお願いをして、通学路の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 詳しい答弁、ありがとうございます。

学校の安全教育、安全管理の方針というのは、保護者や地域住民との間で具体的に共有するということが必要であるというふうに思っています。

保護者の参観日や学校公開日、PTAの総会、さらには学校行事や体験学習などの地域と学校が連携をし、協働した取り組みを実施する。保護者や地域住民が学校に来るという機会を活用し、交通安全や防災に関する情報を共有しながら、家庭や地域も安全に関する取り組みが行われて、地域が総ぐるみで安全を守り、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう要望をして質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長(安達 隆君) 一般質問を続けます。

5番、井ノ口憲治君の発言を許します。5番、井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) 議席番号5番、井ノ口憲治でございます。このたびは、花とアートの岬・香々地の取り組みが手づくり郷土賞に選定をされ、大変喜ばしいことと思っております。

日本遺産、鬼が仏になった里くにさきの下、豊後高田市の観光ルートが昭和の町、そして海岸線のきれいな海を活かした栗嶋様、長崎鼻、山々の奇岩、岩峰の美しさを活かした名勝、中山仙境、夷、天念寺、無動寺、天念寺耶馬、そしてずっと回りまして田畑の田園風景の美しい田染荘というように、豊後高田市の魅力を全体的に活かした観光ルートができつつあるなどというように、私はうれしく思っておりますのでございます。

12月12日

市長の提案理由の説明にもありましたように、関係者のご努力によりまして、市外、そして県外、それから訪日客をインバウンド、随分増加をしているように、今、お聞きをいたしました。

そこで、グリーンツーリズムでございますが、グリーンツーリズムは、県外の中学生を中心にして、この豊後高田市に来ていただいて、農林業体験をしていただくということで、非常に今の子どもたちにとって、そういう体験をすることは人間形成の上からも非常に私はいいいことだなというように、受け入れもちょっとしていますから感じているところであります。

そして、その子どもたちが高田のよさを感じたり、自然の美しさを感じたり、受け入れ家庭との心の交流で人間的に立派になったりというようなことで、私は非常にいい取り組みであるというように思っています。

高田のことをよく知っていただき、またはいじゃあ、お父さん、お母さんと一緒に高田に行ってみようや。何年か前、高田に、ここに来たなど。空がきれいだったな、星がきれいだったといったような印象もたくさん聞いておりますので、ぜひ力を入れていただきたいというように思っておるところでございます。

そこで、グリーンツーリズムについて、3点お尋ねをいたします。

中学生を始めとしたツーリズムの希望は、どのような傾向にあるのか。

2点目は、受け入れ家庭は足りているのか。だんだん高齢化をしてやめる方もふえていますし、新規加入者はどの程度あるのかなという点についてもお聞きをしてみたいと思っております。

3点目は、受け入れ家庭が、私も時々、グリーンツーリズムの会に出席をさせていただいて、いろいろなことをお聞きもしていますが、だんだん高齢化もしてきています。そして、せっかくこの農村のよさを発揮できる、その時にだんだん尻すぼみになっていくのもさみしいなというように思っており、今回、3点にわたって質問をしたところでございます。

○議長（安達 隆君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） グリーンツーリズムの取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市のグリーンツーリズムにつきましては、豊後高田市グリーンツーリズム推進協議会並びに豊後高田市観光まちづくり株式会社が主体となって取

り組んでおりまして、主に、農家民泊による農林漁業体験を中心に、国内外からの教育旅行を受け入れております。

昨年度の実績につきましては、国内が延べ3,209人、海外が延べ227人の合計3,436人でありまして、本年度は4月から11月までの実績で、国内が延べ3,171人、海外が延べ302人の合計3,473人となっており、すでに昨年度実績を上回っております。

また、一般旅行客の受け入れ実績につきましては、昨年度は国内が延べ30人、海外からの受け入れ実績はなく、本年度は4月から11月末までに、国内が延べ17人、海外が延べ22人の合計39人と、こちらもすでに昨年実績を上回っている状況でございます。

全体的な流れを申しますと、国内の教育旅行は減少傾向にある一方、海外からの訪日教育旅行については順調に伸びております。特に台湾の教育旅行は、その行き先の約9割が日本で、日本の生活文化を体験するため、農家民泊を利用するケースが非常に多い状況とお聞きしております。

こうした状況に対応するため、先月、ツーリズムおおいた主催により、台湾全土から学校長11名をお招きして市内の農家民泊を体験していただき、本市のグリーンツーリズムの魅力を紹介し、今後のさらなる誘致に努めたところであります。

さらに本年度、台湾から一般団体客を初めて受け入れ、非常に評判がよかったことから、引き続き海外からの一般客誘致の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

ある受け入れ家庭によりまして、国東半島の観光資源や農家民泊に魅力を感じ1週間以上の長期滞在をするカナダやアメリカからの一般客の利用があり、年々増加傾向にあるとのことでもあります。

グリーンツーリズムは単なる観光旅行とは異なり、農林・漁業を体験することにより、本市の山・里・海の豊かさを実感でき、地元の人々の交流も楽しめるもので、地域の魅力を一番色濃くPRできる取り組みであり、お客様の感動もより深く魅力的なものにつながるものであります。日本のリアルな生活文化体験を提供できる点から、インバウンド対策として非常に効果的でありますので、来年のラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック開催を契機として、農家民泊を主体としたインバウンド誘客と滞在型観光の推進を図ってまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（安達 隆君） 商工観光課長、河野真一君。

**○商工観光課長（河野真一君）** グリーンツーリズムの取り組み状況の内、受け入れ態勢の充実に向けた取り組み状況についてお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、受け入れ家庭の軒数は、高齢化等の理由によりまして、ここ5年間増減を繰り返しながら減少傾向にありまして、現時点での受け入れ家庭は37軒でございます。ちなみに、ここ5年間では休業が11軒対しまして、新規加入者は12軒であります。この新規加入者の内7軒がU I ターンの移住者の方で、本市に魅力を感じ移住された方々による取り組みが増加傾向にあります。

このように、今後のグリーンツーリズムに対するニーズを考慮すると、受け入れ家庭の拡大が喫緊の課題となっております。そのため、昨年度は国東市と連携いたしまして、受け入れ家庭の拡大と質の向上を目指した取り組みといたしまして、セミナーの開催や農家民泊開業の手引書を作成し、新規加入の増大に努めたところでございます。

引き続き、受け入れ家庭の拡大に向け、ケーブルテレビを活用した募集告知やグリーンツーリズムの実践者による勧誘協力等仰ぎながら、受け入れ家庭の拡大に向けた取り組みを積極的に行ってまいります。

今後とも、グリーンツーリズム推進協議会や観光まちづくり会社との連携を図りながら、農家民泊の拡大に向けた推進も合わせて行い、より一層充実した受け入れ態勢を確立することにより、国内外からの誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 井ノ口憲治君。

**○5番（井ノ口憲治君）** ありがとうございます。

先程の市長の答弁にもありましたように、地域の生活文化を体験することができるグリーンツーリズムは、インバウンド対策としても非常に有望な分野であり、受け入れ家庭の拡大は喫緊の課題といえるというように思っております。

国においても民泊の拡大を推進をしていますが、新たに民泊をしようとする場合は、トイレの改修や住宅の改修が必要になる場合が多いと思われま。外国から来る子どもたちの様子を見ていますと、香港だとか東南アジア、韓国、東南アジアが多いですが、非常に富裕層の子どもだなどというように感じております。そして、もう日本に初めてということではなくて、豊後高田市も来て、東京にも京都にもそして、冬は北海道に行ってスキーを楽しんで何回目

かと聞いたら、もう4回目、5回目、友達はオーストラリアやアメリカ、カナダ、ヨーロッパに行っていますよといったような、まあ富裕層の家庭が非常に多いように感じております。

そういう中で、外国、インバウンドを受け入れるとしましては、トイレも今のウォシュレットというんですかね、そういう整備があつたりしていないと、そして少し何ぼかこの家も多少なりともきれいにしていないと、なかなか難しいなという気もしております。

そこで、そういう市としての、それが非常に大々的にそういう補助ができればいいわけですが、現状的にどういう支援制度があるのかお聞きをしたいと思います。

**○議長（安達 隆君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（河野真一君）** それでは、グリーンツーリズムに対します再質問にお答えしたいと思います。

本市といたしましても、滞在型観光推進しまして、宿泊客の増大を図るため観光宿泊施設魅力アップ助成事業という制度、事業を設けておりまして、市内の旅館及び民泊等含む簡易宿泊所の受け入れ環境整備を進め、国内はもとより海外観光客の方にもご利用いただけるように取り組んでいきたいと思っております。

この観光宿泊施設魅力アップ助成事業では、市内で宿泊業5年以上継続して営もうとする方で、外国人観光客の受け入れにもご協力していただける方を対象に、建物の新築、増改築及び設備投資にかかる経費につきまして、補助率2分の1を助成するものでございまして、新たに民泊等の簡易宿泊所営業を行おうとする場合は、最大100万円を上限と助成するものでございます。

これから民泊を始めようとする方にご活用いただき、民泊の拡大を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（安達 隆君）** 井ノ口憲治君。

**○5番（井ノ口憲治君）** 今の答弁をお聞きをしまして、うちでもやってみようかなというご家庭がふえれば大変ありがたいなと思っておりますし、まあ市長、私が思うのは、やっぱり豊後高田市に子どもでもインバウンドでも来ていただく工夫をしないと、なかなかこういう周辺部の市町村においては、なかなか発展がないと思っておりますので、いいタイミングの

12月12日

機会だろうと思っております。

ぜひ、そういう意味でグリーンツーリズムをしてみようかな、そしてそこに重点を置きながら子育てもできる、生活もできる、そういう取り組みがさらにしていただければなというようにお願いを申しまして、1項目めの質問を終わります。

それから、1点めについて、ちょうど新聞、これは大分合同新聞ですが見ていましたら、大体私が聞いておるところによりますと、ずっと来まして宇佐八幡にお参りをしまして、そして別府に行くという意味で、それそう比べたら宇佐市は立派な宇佐八幡があって、そして温泉がある別府に行くと言われれば、豊後高田市は勝たんというように思っておりました。どうしたらいいかなといういい知恵も出ていませんでしたが、先般11月30日のこれは合同新聞でございます。それには普通の田舎、訪日客増という記事が出ていました。ああ、これは宇佐八幡がなくても豊後高田市でもアイデアを出せば、もしかしたら来てくれるかな、そしてこの田舎の農村の訪日客を集める農村の事例というのが群馬県のみなみ町、まあ田舎のほうです。それから、長野県上田市、これも田舎ですね、和歌山県田辺市、ここは私は行ったことがないからよく知りません。大分県の宇佐市というように、そういう普通の田舎が非常に今、人気が出ておる。そして10月8日の新聞には、西成地区のが今、はやっているといったような記事が出ていました。そうしますと、都会で大都会の中で生活していた方々が、田舎のほうの農漁村のきれいな海・山・田畑があるところに行って、その景色を楽しんで、そして、ああきれいなお星さんだな、この前、香港から来た子は、わあ星がきれいですね、君たちのところで見えるか私は聞いたら、いいエスモッグでよく見えませんというように言っておりましたが、そういうよそから来た方々の声を聞くと、この豊後高田市のよさが非常に鮮明に浮き上がってきます。ですから、そういうところ英知を結集していただきまして、この豊後高田市の魅力を感じていただける取り組みがさらにできるんじゃないかなというように思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたと思います。

それから、2項目めは、教職員の働き方改革についてご質問します。

教職員に働き方改革は、非常に新聞紙上で大きな話題になっておるところでございます。私は、教員だけしかしたことがありませんから、そうあるのが

教職員の仕事だったんだなという程度の理解しかしていませんが、非常に話題になっておるし、労働時間も長くなっておりますので、非常に働き方改革を問われている今の時代にしっかりと改革をやっていくということは大切じゃないかなと思っております。それは、職員の健康管理や意欲、働く意欲の問題にもつながるだろうというように思っております。

私が、ちょっと教職生活にいなかった人は、現場の感じがよくわからないと思います。私が思っていますのは、いろんな人を見ますと、昼休みは大体45分か1時間ぐらいじゃないかと思いますが、普通の働きに行っている人は、昼休みになったら12時になったら1時の間にきちっと弁当買いに行ったり、弁当食べたり、弁当食べた後はちょっと仮眠をしたりといったように自由に使っている時間もあって、ああ、これは休憩・休息時間も充分か知りませんが、しっかり確保されていいなというように私も感じておったところであります。

それから、小学校におきましてはクラス担任制ですから、一人の教諭が1クラス全部持ちますから、朝から帰る時までのお世話をしなければなりませんし、その間、子どもですからいろんないさかきがあったり、いろいろあったりというのは非常にたくさんあります。ですから、そういうのを休み時間に話を聞いてあげたり、昼休み給食指導があったり、給食指導というのは、自分も一緒に食べますが、給食、小さい子どもは1年生や低学年は、はい給食です、食べなさいと言ってもできませんから、給食時間を丁寧にしたりと、それから、それが済んでから昼休みがあります。昔は昼休みといたらゆっくりしてましたから、外に出てサッカーをしたり、遊んだり、子どもと触れ合ったりということをしていましたが、もう私がやめてから七、八年になりますが、もうほとんどその時でも、みんな運動場に出て子どもたちと昼休みぐらいは遊んであげてくださいと言っても、そういう時間がない、昼休みにできることをしておかないと、もう仕事ができない、間に合わないということで、外に出て遊ぶということも昔に比べてほとんどなくなっただけではなからうかなというように私も感じて、ああこれもこういう教育でいいのかなと、まあ昔の子ども少し余裕があって放課後遊んだり、昼休みに遊んだりしながらすることが子どもの教育に非常によかったのではないかなというように、つくづく思っております。

しかし、時代に流れもありますから、それに乗っ



ていかなければならないところもありますが、そういう時代の中においても、やっぱり心身たくましく、健全な子どもたちを心たくましい子どもたちも育てていかなければならないなというように感じておるところでございます。

そこで、2点にわたって質問をいたします。

1点目は、9月議会でお尋ねをしましたが、推進委員会をもってということでもございましたので、どのようなまず①は、教育委員会として学校現場が今どのような実態であるというように把握をしておるのか、2点目は、働き方改革推進委員会を立ち上げて検討をするという答弁が前回ありましたが、そのメンバーはどのようなメンバーで検討をしたのか、そして、検討の内容と方向性についてお尋ねをしたいと思っておりますし、その検討推進委員会で検討をされ、しっかり改善をされる検討結果になったかどうかお尋ねをいたします。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長、小川匡君。

○学校教育課長（小川 匡君） 教職員の働き方改革についてお答えいたします。

教職員の勤務実態につきまして、日々の授業はもちろんのこと、成績処理は校務分掌上の事務、また保護者への対応、さらには部活動の指導など、広範囲に及んでおります。それに対しまして、教職員も児童・生徒の健やかな成長、そして将来の豊後高田市を担う人材育成のため全力で取り組んでおります。

これを踏まえ、教育委員会といたしましても、教職員が心身ともに健康を維持増進するとともに、児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育活動をさらに充実させるためにも勤務時間の適正化に努めなければならぬと考えております。

そこで、今年度学校関係者で構成する働き方改革推進委員会を設置いたしました。推進委員会のメンバーは、校長会、教頭会、学校事務職員、教職員、民間校長で構成されております。

議論した内容につきましては、先程、甲斐議員のご質問にご答弁いたしましたとおり、学校の現状を踏まえて学校行事等の開催の工夫や、各種会議等の精選、専門スタッフの活用促進等による教職員の業務に専念できる環境の整備、また時間外出入り簿やタイムカード機能を活用したパソコンによる勤務時間の把握、ワークライフバランスの推進、退庁、退勤時刻の設定等の教職員の勤務時間に対する意識改革、さらに中学校の部活動における休養日の設定、地域指導者の活用等の部活動の適切化等でございます。

す。

議論した内容につきましては、各種会議で通知し、各学校の実態に応じて取り組んでいるところでございます。効果といたしましては、時間外出入り簿やタイムカード機能を活用したパソコンによる勤務時間の把握により、教職員の放課後や休業日の勤務の削減ができていますし、長時間勤務の見直しや定時退勤日や部活動を行わない日の設定、会議や学校行事の見直し、校務分掌の効率化、文書配信システムを取り入れた学校事務作業の効率化などが図れております。

さらに、教員が子どもと向き合う時間を十分確保し、コミュニティスクールやスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの地域の方々や専門家が学校運営に参画し、連携・協働して校務を担うチーム学校を展開しているところであります。

学校における働き方改革につきましては、教育の質的な向上という課題を担っているだけに、教職員のみずからの研さんの中で指導力を見につけることで教師力を高め効果的な指導へとつなげ、学校における働き方改革の総合的な方策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 甲斐議員さんへの答弁の中でありましたので、大体の答弁についてはわかります。大体、今の推進委員会で今までも随分議会の中で質問があつたりしてきましたが、今まで以上によくなるなというように感じておりますか、どうですか。

○議長（安達 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川 匡君） それでは、井ノ口議員の再質問にお答えいたします。

働き方改革推進委員会を設置いたしまして、現場の声を十分聴くことができっておりますし、この働き方への意識改革というもの各学校で進んでいると思っております。今後も引き続き、この働き方改革推進委員会の中で問題となった点については検証、改善を含めて議論してまいりたいと考えております。

○議長（安達 隆君） 井ノ口憲治君。

○5番（井ノ口憲治君） 新聞にも勤務時間記録、公立の小・中といったような記事がもう最近たくさんこういうように出ております。それも一つ教職員の意識改革という意味も大切なことだろうと思っております。教職員の意識改革をするということがありましたが、病気になったり、仕事をしこなさなかつたり

12月12日

するというのは、教職員の意識の改革だけでは改善はしないというように私は思っております。まあ、皆できようはもう早く、5時になったから皆でもう帰るかの、ああ、そうしましょう。と言って、帰られる状況にあるのかどうか、教職員の意識改革だけで、だけでということはありませんが、できそうなのかどうかというの、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、学校教育ですから国のほうに定数の問題とかいうような、国や県に働きかけなければできない部分、そして、教育委員会や市から国や県に働きかけて取り組むもの、それぞれの職場で工夫、改善をし、意識改革もしたら、ああ働き方もよくなった、これでよくなった、いうことでできない部分もあるのではないかとこのように思って、私はそこをしっかりと把握をして取り組んでほしいと思っておりますので、意識改革の問題と含めて、最後ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長(安達 隆君) 教育長。

○教育長(河野 潔君) それでは、井ノ口議員の質問にお答えをいたします。

働き方改革推進委員会を5月、7月、10月と全体的には3回開催をして、そして、実態を含めて検討していったところでもありますし、また、そういう中でそれぞれの職種の代表者、先程、課長が申し上げましたけれども、その中には民間人校長も入っておりますし、さらには教職員代表もその中に入って、そして職場の実態について、いろいろ出し合って、そしてその解決策、しかし解決策というのは、先程いろいろ議員も話をしましたように、長期的にしか解決できない国や県との総合的な方策の中で検討していく課題もかなりあるわけでありまして。

しかしながら、直ぐに解決できることというのは、速やかにそれぞれの学校実態に応じて、また職種に応じて実施をしてきたところでもありますし、また、これから先程も甲斐議員にご答弁申し上げましたけれども、働き方改革というのは、やはり50年、100年先を見据えた教育改革である、あらねばならない、教職員の側にも、そして子どもにとっても働き方改革ということではなくてはならないと考えておるところでありますので、今後とも努力をしまいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長(安達 隆君) 井ノ口憲治君。

○5番(井ノ口憲治君) ありがとうございます。

私は、特にお願いをするのは、市独自でできることもたくさんある。市長、よくここはまた頭に入れとってください。例えば、今まで学校の中に校務員さんが一人、1校には一人ずついたが、今はかけ持ちになったとかいう面もあったりします。それから、校舎の周りの草刈りやPTAが加勢をしてくれたりしますが、ある職員は僕はもう草刈りの係ですと言って、時間を見つれたり、休みに出てきたりして草刈りをするといったようなこともありますし、それはもうそうだと思います。私も今までそう思っていましたから、そうだと思います。ある市町村におきましては、きちっと校務員さんがおって、草刈りもできて、してくれるといったような市もあるようでございますし、それから、教職員は、市役所はどうか知りませんが……。

○議長(安達 隆君) 井ノ口議員、申し出回数終わっておりますので。

○5番(井ノ口憲治君) 質問じゃありません。質問ではありません。例えば、校舎の鍵を開けるとかいったようなことも、教頭が出て、朝もう7時前には開けなきゃならないし、そういうことも随分違うのかなという感じがしております。

前回、印刷機やらコピー機のこともしも言いましたし、パソコンが故障して直ぐ対応できなくて不便だと、仕事がちょっとはかどらないといったようなこともありますので、ぜひ改善できるところから、ご努力をいただいて、職員もしっかり働いて効果が上がるように、これはお願いをいたしまして終わります。ありがとうございました。

○議長(安達 隆君) これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

あすから12月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は12月20日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は12月18日午後5時までに提出願いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後3時1分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安 達 隆

豊後高田市議会議員 安 達 かずみ

豊後高田市議会議員 中 尾 勉